

業務資料 No.656

関係諸国法令集(原文対照) 55

ブラジル編 その18

(外国人法, 同細則)

昭和57年6月

国際協力事業団

移計調

J-R

82-7

国際協力事業団

受入
月日 '84. 3. 15

703

47

登録No. 00279

EPS

ま え が き

移住業務が現地法令の制約下にある限り、われわれ移住業務担当者は普段からこれら法令に通暁しておく必要がある。

この様な趣旨から、当事業団では昭和41年以来、邦人の主要移住先国の「関係諸国法令集」のほん訳をすすめてきたが、その結果、ブラジル関係17編、パラグアイ関係11編、アルゼンティン関係10編、ボリヴィア関係7編、ドミニカ共和国関係2編、カナダ関係3編、アメリカ、オーストラリア、メキシコ、エクアドル関係各1編、計54冊を刊行するに至っている。

本編はブラジル編その18として「外国人法、同細則」をほん訳の上収録したものである。

業務の参考となれば幸甚である。

昭和57年6月

国際協力事業団

移住計画調査部長

JICA LIBRARY



1024875[5]

外 国 人 法

1981年12月9日付法律第6964号による
改正後の1980年8月19日付法律第6815号

目 次

1980年8月19日付法律第6815号

| | | |
|----------|--------------|----|
| 第 I 編 | 適 用 | 1 |
| 第 II 編 | 許可, 入国, 及び禁止 | 1 |
| 第 1 章 | 許 可 | 1 |
| 第 2 章 | 入 国 | 5 |
| 第 3 章 | 入 国 禁 止 | 5 |
| 第 III 編 | 亡命者に関する条件 | 6 |
| 第 IV 編 | 登録及びその変更 | 6 |
| 第 1 章 | 登 録 | 6 |
| 第 2 章 | 滞在期間の延長 | 7 |
| 第 3 章 | 査証の変更 | 7 |
| 第 4 章 | 記入の変更 | 8 |
| 第 5 章 | 登記の更新 | 9 |
| 第 6 章 | 登録の取消, 及び回復 | 10 |
| 第 V 編 | 出国及び再入国 | 10 |
| 第 VI 編 | 外国人に対する旅行書類 | 11 |
| 第 VII 編 | 退 去 強 制 | 12 |
| 第 VIII 編 | 追 放 | 13 |
| 第 IX 編 | 犯罪人引渡し | 15 |
| 第 X 編 | 外国人の権利及び義務 | 19 |
| 第 XI 編 | 帰 化 | 23 |
| 第 1 章 | 条 件 | 23 |
| 第 2 章 | 帰化の効力 | 27 |

| | | |
|-----|-------------|----|
| 第Ⅷ編 | 違反、罰則及びその手続 | 27 |
| 第1章 | 違反及び罰則 | 27 |
| 第2章 | 違反の審査手続 | 29 |
| 第Ⅸ編 | 一般規定及び経過規定 | 29 |

1980年8月19日付法律第6815号

ブラジルに於ける外国人の法的地位を定め、国家移住審議会を創設し、その他の措置を講ずる法律。

第1条 平時に於ては、いかなる外国人も、国の利益を守る限り、本法の条件を備して、ブラジル国に入国、滞在、出国することができる。

第I編 適用

第2条 この法律の適用に当っては、国の治安、制度上の組織、ブラジルの政治的、社会・経済的、文化的利益、さらには、国内労働者の保護に、優先的に応じなくてはならない。

第3条 査証の発給、その延長、又は変更は、常に国の利益により制約を受けるものとする。

第II編 許可、入国、及び禁止

第I章 許可

第4条 国家領土内に入ろうとする外国人に対しては、以下に挙げる査証を発給することができる。

- I 通過査証
- II 観光査証
- III 一時滞在査証
- IV 永住査証
- V 礼讓査証
- VI 公用査証
- VII 外交査証

単項 査証は個人に対して発給し、かつ、第7条の規定に従い、その発給を法律上の扶養者に及ぼすことができる。

第5条 この法律に定める入国査証の取得に対する条件は、施行規則に定める。

第6条 外国人は、ブラジルにおける財産の占有又は所有により、いかなる種類の査証を得る権利、又は、国家領土内に滞在する許可をも獲得するものではない。

第7条 以下に該当する外国人には査証は発給されない。

- I 18才以下の者で、法律上の責任者に伴われない者、又は、その明示の許可を有しないもの。
- II 公けの秩序又は国の利益に有害と考えられるもの。
- III かつて、当国より追放された者。但し、追放が取り消された場合はこの限りでない。
- IV 犯罪のため外国において判決、又は訴追を受けた者で、その犯罪がブラジル法に照らし、犯罪人引渡しに該当するもの。
- V 保健省の定めた衛生条件を満たさないもの。

第8条 通過査証は、目的国に達するため、国家領土内に入国しなくてはならない外国人に対して発給することができる。

§1 通過査証は、10日までの延期を許さぬ滞在で、かつ、唯一回の入国に対して有効なものとする。

§2 継続旅行を行う外国人で、使用交通手段の止むを得ない乗りつぎのため旅行を中断するものについては通過査証を必要としない。

第9条 観光査証は、ブラジルに休養又は訪問の性格をもって入国する外国人で、移住の目的ないしは報酬を伴う活動を行う意図を持たないと考えられるものに対し発給することができる。

第10条 ブラジル人に対し、同様の待遇を与える国の観光客に対しては、前条に定める査証は免除することができる。

単項 本条に定める互惠措置は、すべての場合において国際協定により確立

され、その協定は、本法に定めた観光滞在の期間に従うものとする。

第 11 条 輸送会社は、外国に於ける搭乗の際、所定の書類の検証を行わなくてはならず、入国の際に不正が発見された場合は、第 125 条 VI の規定を損うことなく当該外国人の出国に対し責任を負わなければならない。

第 12 条 観光客の滞在期間は 90 日までとする。

単項 上記期間は、それぞれの場合に法務省の判断により短縮することができる。

† 第 13 条 一時滞在査証は、以下に従いブラジルに入国を希望する者に発給することができる。

I 文化的旅行、又は、学術上の使節として。

II 商用旅行で。

III 芸術家又は運動家として。

IV 留学生として。

V 契約に基き、又はブラジル政府の役務に服するため、科学者、教授、技術者、あるいは、その他の種類の専門家の資格で。

VI 外国の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、又は通信社の通信員として。

VII 宗教団体の伝導師又は宗教団体の構成員として。

* 第 14 条 ブラジルに於ける滞在期間は、第 13 条 II 及び III の場合 90 日まで VII の場合 1 年までとし、その他の場合には本条単項の規定の場合を除き、労働法の規定に従い、領事当局において証明された任務、契約、又は役務提供の期間に相当する期間とする。

単項 第 13 条 IV の場合は、期間 1 年までとし、在学及び入学手続の証明により、必要とあれば延長することができる。

第 15 条 第 13 条 III 又は V に定める外国人に対しては、国家移住審議会の定める特別の要求を満し、労働省の認証をうけた労働契約の当事者である場合に限り、査証を発給される。但しブラジル政府に対する役務の提供が証明された場合はこの限りではない。

† 第 16 条 永住査証は、ブラジルに確定的に定住することを意図する外国人に

対して発給することができる。

単項 移住は、専ら国民経済の各部門に対し、専門的労働力を提供することを目的とし、国家開発計画、特に特定の部門のための生産性の向上、技術の同化、及び資金の獲得を目的とするものである。

第 17 条 外国人は、永住査証を取得するため、第 5 条に定める必要条件の他、国家移住審議会の制定する移住者選考基準に定める特別の要求を満たさなければならない。

第 18 条 永住査証の発給は、5 年を越えない期間、一定活動の実行及び国家領土内の一定地域への定着を条件とすることができる。

第 19 条 外務省は、外交査証、公用査証、礼讓査証の発給、延長、又は免除の行われる場合に関し規定するものとする。

第 20 条 査証の発給に対しては、以下に挙げるものを除き、領事手数料を徴収する。

- I 無償供与の協定によって定めたもの。
- II 礼讓、公用、又は外交査証。
- III 外交旅券、又は公用旅券の所持者に対し発給する通過、一時滞在、又は観光査証。

単項 いずれの査証についても、その有効期間は、発給の日から起算して 90 日間とし、同期間は、領事当局により同一期間の延長が認められ、その場合、所定の手数料が徴収される。

第 21 条 国家領土と陸つづきの都市に住む隣接国民に対しては、国の安全に関する利益を遵守する限り、身分証明書を提示すれば、上記の国と国境を接する都市に入ることを許可することができる。

§ 1 本条に定める外国人で、隣接都市に於て報酬を伴う活動に従事するか、あるいは教育施設に通学することを希望する者に対しては、その身分を証明し、その条件を明確にする特別の証明書を発給し、さらに必要に応じて、労働手帳及び社会保険証を発給する。

§ 2 前項に定める証明書は、ブラジルに於ける居住の権利を与えるもので

はなく、また、隣接都市の管理地域より離れることを許可するものではない。

第2章 入 国

第22条 国家領土内への入国は、保健省、法務省、大蔵省所管の機関の監督の行われる場所に限って行うことができる。

第23条 運送業者又はその代理業者は、常に、継続旅行者又は乗組員で、交通手段の離国の際に不在の者の滞在費用及びその他の費用に責任を負い、さらに、上記の者の国家領土内よりの退去に対しても責任を負うものとする。

※第24条 外国より到着するいかなる外国人も、自己の旅行書類及び出入国カードに法務省の担当機関により認証を受けることなしに、入国及び検査の場所を離れることはできない。

第25条 国家領土内に観光客、又は通過旅行者の資格で入国した外国人の旅行切符は、法務省の事前の許可なしにブラジルにおいて払戻してはならない。

第3章 入 国 禁 止

第26条 領事当局の発給する査証は、単なる権利の期待を構成するものであって、法務省の判断により、第7条に定める何れかのケースに該当する場合、又は、国家領土内における滞在により不都合な事態が生ずる場合は、その外国人の入国、滞在、又は登録を阻止することができる。

§1 この法律適用により課せられた罰金を支払わずに当国より退去した外国人は、上記罰金に通貨価値修正分を加えた額を支払わない限り、再入国することはできない。

§2 家族の構成員の何れかに対する入国禁止は、家族全員に対して拡張することができる。

第27条 輸送会社は、常に密入国者、及び入国禁止者の出国に責任を負う。

単項 法務省は、入国禁止者又は密入国者の即時出国が不可能な場合は、輸送会社の代表の作成する誓約書により、その条件付の入国を許可することができる。但し、同会社は、入国禁止者の在留すべき期間と場所が定められたのち、入国禁止者の滞在費用を保証するものとし、密入国者については、拘禁期間を最大限 30 日と定め、同一期間の延長を認める。

第Ⅲ編 亡命者に関する条件

第 28 条 国家領土内に、政治亡命者として入国を許可された外国人は、国際法によって課せられた義務の他、現行の法律、及びブラジル政府が上記の者のために定める規則に従わなければならない。

第 29 条 亡命者は、ブラジル政府の事前の許可なしに国外に出ることはできない。

単項 本条の規定に違反する場合は、亡命者の保護を撤回し、亡命者として再入国することができない。

第Ⅳ編 登録及びその変更

第Ⅰ章 登 録

*第 30 条 永住、一時滞在（第 13 条Ⅰ及びⅣ～Ⅵ）、又は政治亡命者の資格で入国を認められた外国人は、入国、あるいは亡命の承認より 30 日以内に法務省に登録し、規則に従って、指紋による身分の鑑識を行う義務を負う。

第 31 条 外国人の氏名及び国籍は、登録の効力に関しては、旅行書類記載のものとする。

第 32 条 外交査証、公用査証、礼譲査証の所持者で、ブラジル政府により信任されるか、又は、当国における滞在予定期間が 90 日を超える者は、外務省に登録しなければならない。

単項 業務、公用、又は外交旅券の所持者たる外国人で、査証免除の協定に

従いブラジルに入国した者は、ブラジルにおける滞在90日を超える場合には必ず、本条に定める登録の手続を行わなければならない。

第33条 登録された外国人に対しては、身分証明書を発給する。

単項 上記身分証明書の発給に対しては、亡命者、又は礼譲、公用、又は外交査証の所持者の場合を除き、第130条の表に定める手数料を支払わなければならない。

第2章 滞在期間の延長

第34条 観光、一時滞在、又は亡命者として入国した外国人、及び礼譲、公用、又は外交査証の所持者に対しては、ブラジルにおける滞在期間の延長許可を与えることができる。

第35条 観光旅行者の滞在期間の延長は、90日を超えることができず、法務省の判断により上記延長を撤回することができる。

*第36条 第13条Ⅶに定める一時滞在査証の所持者の滞在期間延長は一年を超えることができない。

第3章 査証の変更

†第37条 第13条Ⅴ及びⅦに定める査証の所持者は、この法律及びその施行規則に規定する条件を満たす場合には、その所持する査証を永住査証(第16条)に変更することができる。

§1 第13条Ⅶに定める一時滞在査証の所持者に対しては、変更2年以上の期間の我が国滞在の後においてのみ認めることができる。

§2 査証の変更に当っては、この法律の第18条の規定を適用することができる。

第38条 密入国者及び不法入国者の滞在の合法化、及び通過査証、観光査証、一時滞在査証(第13条ⅠよりⅣ、並びにⅦ)及び礼譲査証の永住査証への変

更は禁止する。

第 39 条 外交査証，又は公用査証の所持者は，外務省の意見を徴取し，かつ，この法律及び施行規則に定める要求を満たす場合，これら査証の一時滞在査証（第 13 条 I より VI），又は永住査証（第 16 条）への変更許可を取得することができる。

単項 公用査証，又は外交査証の，一時滞在査証，又は永住査証への変更は，上記査証に由来する全ての特典，特権，免除の停止をもたらす。

第 40 条 査証変更の申請は，外国人が国家領土内における合法的滞在期間を超える場合は，第 57 条の規定の適用を妨げるものではない。

単項 査証変更の申請が拒否された場合には，施行規則に定める方法に従い，その再検討を請求することができる。

第 41 条 第 37 条，及び第 39 条に定める査証の変更は，申請が許可された旨の公示が官報に掲載された日から起算して 90 日以内に登録が行われない場合にはその効力を失う。

第 42 条 第 8 条，第 9 条，第 10 条，第 13 条，及び第 16 条に定める査証の何れかの所持者は，同上査証を，公用，又は外交査証に変更することができる。

第 4 章 記 入 の 変 更

第 43 条 登録（第 30 条）記載の外国人の氏名は，次の場合変更することができる。

- I 誤りのある事が証明される場合。
 - II 軽べつ的な意味を有し，又は，本人を嘲笑の対象とする場合。
 - III 発音及び理解が困難で，かつ，ポルトガル語の発音上の表現に困る場合。
- § 1 氏名の変更の申請は，施行規則に定める書類によって行うことを要し，かつ，必ず申請人の素行に関する調査が実施されなければならない。
- § 2 登録における事項に関する誤りは，公文書により訂正される。
- § 3 外国において判決のあった別居，又は離婚に由来する変更は，ブラジ

ルにおいて当該判決の確認を必要とする。

§ 4 登記済の商社として、又は各種の職業活動において、外国人の使用する省略形の氏名は、登録において使用することができる。

第 44 条 外国人登録記載の記入事項の変更を許可する権限は法務大臣に属する。

第 5 章 登 記 の 更 新

第 45 条 商業登記所は、外国人の参加する会社を登記するに当り、外国人の身分鑑識の資料、及びブラジルにおいて発給される身分証明書の資料を法務省に送付する。

単項 株式会社に関しては、経営担当者、支配人、役員又は支配株主の資格において参加する外国人に関し、上記手続が義務づけられる。

第 46 条 民事登記所は、毎月、法務省に対し、外国人の結婚及び死亡の登記の謄本を送付する。

第 47 条 ホテル施設、不動産会社、不動産の所有者、賃貸人、再賃貸人、又は賃借人、及び建物の管理者は、請求がある時は法務省に対し、宿泊人、賃借人、再賃借人、又は、居住者の資格で居留している外国人の身分鑑識の資料を送付するものとする。

第 48 条 第 21 条 § 1 の規定を除き、外国人の公共、又は民間の団体の業務への受け入れ、又は各種教育施設への入学受理は、当該外国人が正式に登録を行っている場合に限り認められる。(第 30 条)

単項 本条に定める団体は、就業又は入学を許可された外国人の身分鑑識の資料を法務省に送付し、かつ、労働契約の終了、撤回、あるいは延長、及び入学手続の停止あるいは取消、及び課程終了の事実が発生した場合は、その都度、通報を行うものとする。法務省は、上記データ及び事実を、必要に応じて、労働省に通報するものとする。

第 6 章 登録の取消, 及び回復

第 49 条 以下の場合, 外国人は登録を取消される。

- I ブラジルに帰化した場合。
- II 国外追放の宣告を受けた場合。
- III 国家領土内よりの出国を確定的に要求し, 第 51 条に定める国の権利を明示的に放棄する場合。
- IV 第 51 条に定める期間を超えてブラジルに不在であった場合。
- V 第 42 条に定める査証の変更が発生した場合。
- VI 第 18 条, 第 37 条単項, 又は, 第 39 条から第 101 条の違反あった場合。
- VII 一時滞在者又は亡命者で, 国家領土内に於ける滞在期間が終了した場合。

§ 1 登録は, 上記 I 又は II については, 取消の理由が消滅した場合, 及びその他の場合については, 外国人が, 第 13 条あるいは第 16 条に定める査証を取得し, 国家領土内に再入国した場合, 又は第 39 条に定める査証の変更を得た場合は回復することができる。

§ 2 本条 III に定める事態が発生した場合, 外国人は, 外国人身分証明書を返却する手続をとり, 30 日以内に国家領土から退去しなければならない。

§ 3 本条 III に定める請求により, 税制上又は財政上の負担の免除が発生した場合, 登録の回復は常に上記の負担を事前に履行したのち許可される。

第 V 編 出国及び再入国

第 50 条 国家領土内より退去することを希望する外国人は, 出国査証を要求されない。

§ 1 法務大臣は, 国内の安全上の理由により必要が生ずる場合はいつでも, 出国査証の必要性を定めることができる。

§ 2 前項の場合, その必要性を定める省令は, 査証の有効期間, 及び査証の発給のための条件について定めるものとする。

§ 3 亡命者は、第 29 条の規定を守らなければならない。

第 51 条 永住者として登録されている外国人が、ブラジルを不在にし、2 年以内に再入国する場合は、査証と関係なく帰国することができる。

単項 本条の実施に当たり、出国の日付の証明は、外国人が国家領土から出国する際に法務省の関係機関が当該外国人の旅行書類に対して行う記載によりなされる。

第 52 条 一時滞在者として登録されている外国人が、ブラジルを不在にし、国家領土内における滞在有効期間内に再入国する場合は、新規の査証と関係なく帰国することができる。

第 53 条 観光査証の所持者たる外国人が、ブラジルを不在にし、査証に定められた国家領土内における滞在期間内に再入国する場合は、新規の査証と関係なく帰国することができる。

第 VII 編 外国人に対する旅行書類

第 54 条 外国人旅券及び自由通行許可証（レセ・パセ）を以て旅行書類とする。

単項 本条に定める書類は連邦政府の所有に属し、その所持者が直接所持し、通常使用するものとする。

第 55 条 外国人に対する旅券は、次の各号に該当する場合に発給される。

I ブラジルにおいては、

- a) 無国籍者及び国籍不確定の者に対して
- b) ブラジルにおいて、外交又は領事代表を有せず、その保護に当たる他の国の代表も有しない国の国民に対して
- c) 亡命者又は難民としてブラジルに入国を認められた者に対して

II ブラジル及び外国において、結婚により原国籍を失ったブラジル人の配偶者、又は寡婦に対して

単項 本条 I b) の場合、旅券の発給には外務省に対する事前の諮問を必要と

する。

第 56 条 自由通行許可証（レセ・パセ）は、ブラジル又は外国において、ブラジル政府の承認を受けていない政府の発給する旅行書類、又は、ブラジルに対して有効でない旅行書類の所持者たる外国人に対して発給する。

単項 ブラジルにおいて永住者、一時滞在者又は亡命者として登録されている外国人に対する、外国での自由通行許可証（レセ・パセ）の発給は、法務省の事前の審理を必要とする。

第Ⅷ編 退去強制（Deportação）

第 57 条 外国人の不法入国、又は不法滞在の場合、当該外国人が施行規則に定められた期間内に国家領土内から自発的に退去しない時は、退去強制を行う。

§ 1 第 21 条 § 2、第 24 条、第 37 条単項、第 98 条より § 101 条、第 104 § 1 あるいは § 2、又は第 105 条の規定に違反する外国人も同様に退去強制を行う。

§ 2 退去強制は、国益の好都合と判断される場合には、本条冒頭に定める期間の設定とは無関係に行われる。

第 58 条 退去強制は、外国人の強制的出国をその内容とする。

単項 退去強制は、当該外国人の所属あるいは出国先、又は当該外国人の受入れに同意する他の国に対して行われる。

第 59 条 外国人の送還費用に関する輸送会社の責任が明らかでなく、当該外国人、又は第三者もその責任を負い得ない場合、国庫より上記費用が支払われる。

第 60 条 外国人のブラジルにおける不法入国、又は不法滞在に関する処罰、又は事務手続の執行が、当該外国人の退去強制を困難にするおそれのある場合には、処罰、又は事務手続を免除する。

第 61 条 外国人は、退去強制が行われない間は、法務大臣の命令により 60 日

の期間拘留される。

単項 本条に定める期間内に、退去強制される者の身分鑑識を決定することができない場合、又はその退去を促進するための旅行書類を取得することができない場合にはいつでも、拘留を同上期間延長することができ、その期間終了後は、第73条の規定の適用により上記外国人は釈放される。

第62条 退去強制の実行が不可能な場合、又は当該外国人が非常に危険な人物、もしくは好ましからざる人物である場合、追放処分に付す。

第63条 ブラジルの法律により認められていない犯罪人引渡しを招く場合は、退去強制は行われない。

第64条 退去強制された外国人は、その退去強制に要した費用に価値修正額を加えた額を国庫に賠償し、また、支払うべき罰金がある場合には、価値修正額を加えた額の支払を行った後に限り国家領土内に再入国することができる。

第Ⅷ編 追 放 (Expulsao)

第65条 方法のいかんをとわず、国家の治安、政治又は社会的秩序、公共の安寧又は道義、及び国民経済に反する行為を企てた外国人、あるいはその行為が当国の便益及び利益上有害となる外国人は追放処分に付すことができる。

単項 更に以下の各号に該当する外国人も、追放処分に付すことができる。

- a) ブラジルに入国又は滞在するために虚偽の申告を行う者。
- b) 国家領土内に不法入国し、退去のために定められた期間内に退去しない者。ただし退去強制に該当しない者。
- c) 浮浪、乞食を行う者。
- d) 外国人に関する法律に特に定められている禁止条項を守らない者。

第66条 追放の適、不適、並びに時期、又はその取消についての決定は、共和国大統領の専権とする。

単項 追放の手段、又はその取消は政令によって行う。

第 67 条 国益からみて適当である場合、外国人の追放は訴訟の進行中、又は有罪の判決後に行うことができる。

第 68 条 検察庁の機関は、法務省に対し公文書により詐欺罪、又は種類のいかんも問わず、国の安全、政治又は社会の秩序、国民経済、公衆道徳、あるいは公衆衛生に反する罪を犯した外国人の有罪判決の謄本を、前科の記録の謄本とともに、判決ののち 30 日までに送付しなければならない。

単項 法務大臣は、本条に定める書類を受理したのち、当該外国人の追放のための審問の設置を決定する。

第 69 条 法務大臣は、いつでも追放の審問手続に付された外国人を 90 日間拘留することを決定することができ、さらに審理を終了させ、あるいはこの措置の実行を保証するため、同上期間拘留を延長することができる。

単項 一時的に追放行為の実行を中止させる要請が司法当局に対し採られた場合、本条冒頭の最後の部分に定める拘留期間は、上期手続を管轄する裁判所の確定判決があるまで中断される。

第 70 条 外国人の追放のための審問の設置を決定する権限は、公文書により、又は理由を付した要請に基づき、法務大臣に属する。

第 71 条 国家の治安、政治的、又は社会的秩序、国民経済に反する場合、並びに麻薬あるいは物理的、心理的従属を強いる物質の売買、所有、又はその不法な使用の便宜をはかる行為、又は外国人に関する法に特に定められた禁止に対する違反の場合、審問は簡略化し、15 日の期間を超えないものとする。追放の手続をとられている者は、上記期間中、弁論の権利を保証される。

第 72 条 前条に定める場合を除き、連邦官報に追放の命令が公示された日より起算して 10 日の期間に再審の請求を行うことができる。

第 73 条 拘留を必要としないか、又は拘留期間が終了した外国人は、法務大臣の指定する場所において監視付きの自由の状態で滞在し、定められた行動規範を守るものとする。

単項 本条、又は次条の規定に従って定められた規範のいずれかに服さぬ場合、法務大臣はいつでも当該外国人の行政上の拘禁を決定することができ

る。但し、その期間は90日を超えることはできない。

第74条 法務大臣は、公文書により又は請求に基づき、外国人に課せられた行動規範を変更し、又その居住地として他の場所を指定することができる。

*第75条 以下の場合、追放の手続はとらない。

I ブラジル法の認めない犯罪人引渡しに該当する場合、又は

II 当該外国人に以下の者がある場合、

a) 事実上又は法律上、離婚又は別居しておらず、5年以上前に結婚したブラジル人である配偶者、又は、

b) 当該外国人の保護のもとにあり、経済的に依存していることが証明できるブラジル人である子

§1 国外追放の原因となる事実より後にブラジル人である子の養子縁組又は認知が行われた時は、国外追放を禁じる理由とはならない。

§2 事実上又は法律上の子の遺棄、離婚又は別居が証明された時、国外追放は何時でも行うことができる。

第Ⅷ編 犯罪人引渡し

*第76条 犯罪人引渡しは、請求国の政府が協定条約に基づくか、あるいはブラジルに対し相互主義を約する場合に行われる。

第77条 以下に挙げる場合には、犯罪人の引渡しは行われぬ。

I ブラジル人の場合。但し、ブラジル国籍の取得が、引渡請求の原因となった事実ののちであることが判明した場合はこの限りでない。

II 引渡請求の原因となった事実が、ブラジル又は請求国において犯罪とみなされぬ場合。

III ブラジルが、ブラジル法に照らし引渡される者に課される犯罪に関し裁判を行う権限を有する場合。

IV ブラジル法は、当該の犯罪に対し1年又はそれ未満の禁固刑を課する場合。

V 引渡される者が、引渡し請求の原因と同一事実により、ブラジルにおいて起訴されているか、すでに有罪又は無罪の判決を受けている場合。

VI ブラジル、又は請求国の法律に照らし、時効により処罰の対象とならない場合。

VII 当該事実が政治犯罪を構成する場合。

VIII 引渡される者が、請求国において正規でない裁判において抗弁しなければならない場合。

§ 1 当該事実が、主として通常の刑法違反を構成するか、又は政治犯罪と結びついた普通犯罪が主たる事実を構成する場合には、VIIの例外として犯罪人の引渡しを妨げない。

§ 2 違反の性格の評価を行う権限は、専ら連邦最高裁判所に属する。

§ 3 連邦最高裁判所は国家元首、又は他のいかなる高官に対する加害行為、無政府主義、テロリズム、怠業、誘拐、又は戦争の宣伝、又は政治的、社会的秩序を破壊するための暴力行為の宣伝をもたらす行為は政治犯罪とみなさない。

第 78 条 犯罪人引渡しの条件は以下の通りである。

I 請求国の領土内で犯罪が行われたこと。又は、その国の刑法が引渡される者に適用されること。

II 請求国の判事、裁判所又は当該官憲により引渡される者の自回剥奪の最終判決がある場合、又はその者の禁固が許可されている場合。但し第 82 条の規定を除く。

* 第 79 条 二カ国以上の国が、同一の事実にもとづき、同一人の引渡しを請求する場合は、法の侵犯がその領域内で行われた国の要求が優先する。

§ 1 犯罪がいくつかある場合。以下の順位で優先権をもつ。

- I. ブラジル法に照らし、最も重い犯罪がその領土内で行われた請求国。
- II. 犯罪の重大性が等しい場合、犯罪人の引渡し請求を最初に行った国。
- III. 請求が同時に行われた場合、引渡される者の本籍国、又は本籍国を欠く場合は居住国。

§ 2 規定を欠く場合には、ブラジル政府が優先順位を決定する。

§ 3 請求国のいずれかと条約のある場合には、本条でいう優先に関しては条約の規定が優先する。

* 第 80 条 犯罪人の引渡しは、外交ルートによって請求される。請求国の外交機関が存在しない場合、政府対政府の直接の請求による。但し、請求は、管轄の判事又は当該官憲が行った有罪判決、又は留置の宣告を示す有罪判決の公証済勝本又は証明書を付して行われなくてはならない。上記文書、又は請求に付された他のいかなる文書も、犯罪事実の場所、日付、性質、状況についての詳細な指摘と、犯罪人の身分鑑識と、さらに、犯罪、刑及びその時効に関する法律条文の勝本を含むものでなければならない。

§ 1 請求の外交ルートによる手続は、文書の真実性を検証しなければならない。

§ 2 条約に特別の規定ある場合を除き、本条の指摘した文書は、請求国に於てなされたポルトガル語の公式の訳文が付される。

第 81 条 外務省は、法務省に請求文書を送付し、法務省は引渡される者の逮捕を命じ、連邦最高裁判所の処置に委ねなければならない。

第 82 条 緊急の場合は、請求国の官憲、外交代表又は領事代表から通信手段の如何にかかわらず、有効な形で請求がなされるならば、引渡される者の予備逮捕を命令することができる。

§ 1 犯罪について通知を行う請求は、刑の判決、現行犯による逮捕の調書、逮捕状、又は犯罪後に逃亡した事実に基づいたものでなければならない。

§ 2 請求国は、留置が行われたのち、第 80 条に従い 90 日以内に正式な引渡し請求文書を提出しなければならない。

§ 3 本条に基づく留置は、前項に定める期間を超えることはできない。また、犯罪人引渡しに正式に請求されない場合は、同一の事実に基づき再度請求することは認められない。

第 83 条 いかなる犯罪人引渡しも、連邦最高裁判所大法廷が予め行うその適法性と根拠に関する決定なしに行うことができない。この決定に対しては上

訴は認められない。

第 84 条 引渡される者の留置 (第 81 条) が行われたのち、引渡し請求文書は連邦最高裁判所に回付される。

単項 留置は最高裁判所の最終判決まで継続し、監視付き自由、自宅監禁、宿泊所における監禁は認めない。

第 85 条 引渡し請求を受理する際、担当判事は引渡される者の取調べの日時を指定し、必要な場合は補佐人、補佐人を欠く場合は、弁護士を付し、取調べの日より 10 日間を弁論のために与える。

§ 1 弁護士は引渡し請求を受けている者の身分鑑識、提出された文書の形式の瑕疵、又は引渡しの違法性についてなされる。

§ 2 訴訟手続が正当な要件を具備していない場合、最高裁判所は連邦検事総長の請求に基づき、要件の不備を整えるため、裁判を 90 日間に限り延期することができる。この期間を経過したのちは要件の不備の有無にかかわらず決審される。

§ 3 前項に定める期間は、外務省が請求国の外交使節に通知を行った日より起算される。

第 86 条 犯罪人引渡しが許可された場合、その事実は外務省を通じて請求国の外交使節に通知され、この使節は通知を受けた日より 60 日以内に引渡される者の身柄を国家領土から退去させなければならない。

第 87 条 請求国が、前条の期間内に国家領土内より引渡される者の退去を行わない場合、同人は釈放される。但し、犯罪人引渡しの理由から当然と考えられる場合は、追放の手続を行うことを妨げない。

第 88 条 犯罪人引渡しを拒否した場合は、同じ事実に基づく再請求は認めない。

第 89 条 引渡される者がブラジルにおいて禁固刑に相当する犯罪により起訴されているか、又は有罪判決を受けている場合、引渡しは訴訟の終了後又は刑の執行後にのみ行われる。但し、第 67 条の規定の適用のある場合は除く。

単項 犯罪人の引渡しは、公けの医師診断書が立証する重い疾患が原因で、

その引渡しに本人の生命を危くする場合には、同じく延期される。

第 90 条 政府は、引渡される者が軽犯罪により起訴されているか、又は有罪判決を受けている場合でも、その身柄を引渡すことができる。

第 91 条 請求国が以下の約束を履行しない場合、犯罪人の引渡しは行われな
い。

I 引渡し請求前の事実に基づき、引渡される者を逮捕し、又は起訴しない
こと。

II 犯罪人引渡しの効力により、ブラジルにおいて課された拘留の期間を算
入すること。

III 体刑又は死刑を減刑して禁固刑とすること。但し、死刑については、ブ
ラジルの法律がその適用を許す場合はこの限りではない。

IV ブラジルの同意なしに引渡された者を他の請求国に引渡さないこと。

V 刑を加重するため、いかなる政治的な動機をも考慮しないこと。

第 92 条 犯罪人の引渡しは、ブラジル法に従い、かつ、第三者の権利を尊重
して行い、ブラジルの管轄内において発見された犯罪の客体及び用具ととも
に行われる。

単項 本条に定める客体及び用具は、犯罪人の引渡しとは別個に引渡すこと
ができる。

第 93 条 犯罪人が、請求国に引渡されたのち、訟訴を逃れブラジルに潜入し、
あるいは、ブラジルを通過する場合には、外交ルートによる直接の請求によ
り、逮捕され、新たな手続を経ずして再度引渡される。

第 94 条 公けの秩序を理由とする場合を除き、法務大臣は第三国同志の間で
引渡される者およびその護送者が通行許可書類を提示することにより国家領
土内を通過することを許可することができる。

第 X 編 外国人の権利及び義務

第 95 条 ブラジルに居住する外国人は、憲法及び法律の文言に従い、ブラジ

ル人に認められている全ての権利を享受する。

第 96 条 外国人は官憲あるいはその代行者の要求ある場合は、国家領土内に於ける適法の滞在を証する書類を提示しなければならない。

単項 本条の目的及び第 43 条、第 45 条、第 47 条、及び第 48 条の目的に関しては、上記書類は、原本を提示しなくてはならない。

第 97 条 報酬を伴う活動の実行及び教育施設への入学は、この法律及びその施行規則の定める制限に従って外国人に認可される。

第 98 条 第 13 条Ⅳに定める観光査証、通過査証、一時滞在査証によりブラジルに在住する外国人、及び、いずれかの一時滞在査証の名義人の扶養者は、報酬を伴う活動を行うことはできない。第 13 条Ⅴに定める一時滞在査証の名義人は、ブラジルに拠点を有する報酬を伴う活動を行うことはできない。

* 第 99 条 一時滞在査証の名義人たる外国人、及び第 21 条 § 1 の条件でブラジルに在住する外国人は、個人会社を設立し、又は、商事ないしは民事会社の経営担当者、支配人、又は役員 の地位につき、又は職務を行うことができず、さらに、規則に定める専門的な職を行う監査団体に参加することができない。
単項 第 13 条Ⅴに定める査証を所持する外国人に対しては、規則に定める専門的な職を行う監査団体に一時的に参加することが許される。

第 100 条 契約により、一時滞在査証の条件で入国を許可された外国人は、査証の発給の際に契約を行った会社に対する活動のみを行うことができる。但し、労働省に諮問し、司法省の行う明示の許可がある場合はこの限りではない。

第 101 条 第 18 条、又は第 37 条 § 2 に従って特定の職業活動を特定地域に定住して行うために入国を許可された外国人は、査証の発給あるいは変更の行われた際に定められた期間、住所及び職業活動を変更し、あるいは、上記地域の外で活動を行ってはならない。但し、必要な場合で、労働省に諮問し、法務省が事前許可を与える場合はこの限りではない。

第 102 条 登録済の外国人は、法務大臣に対し、その居住又は住所の変更を通知しなくてはならず、かつ、その通知は上記変更の行われた直後 30 日以内に

行われなければならない。

第103条 登録記載されたものとは異なる国籍を取得する外国人(30条)は、90日以内に、新国籍の登録を自己の登録事項に加えることを請求しなければならない。

第104条 礼譲査証、公用査証、又は外交査証の所持者は、外国政府、又は、政府間の性格を有する国際組織又は国際機関で、その活動が、当国、あるいはブラジル政府、又はブラジルの団体内で行われ、かつ上記の事項に関する特別の条項を含む他国政府と締結した国際文書に基づくもののためにする活動を除いて、報酬を伴う活動を行うことはできない。

§1 礼譲査証による従者は、礼譲査証、公用査証、又は外交査証の名義人に対する私用のための報酬を伴う活動のみを行うことができる。

§2 使節、団体、又は個人で、その役務に従者を伴う者は、この従者の雇傭関係の終了する日より起算して30日以内に国家領土よりの退去の責任を負うものとし、これに反する時は退去強制に処する。

§3 本条のいかなる査証の名義人に対しても、ブラジル労働法規の適用を行わない。

第105条 ブラジルに観光客、又は通過者の条件で入国した外国人は、ブラジルの港湾で乗組員となることを禁じる。但し、自国籍船で、航海に支障を来し、輸送会社又はその代理店の申請に基づいて、法務大臣が許可したものについてはこの限りではない。

第106条 外国人は、下記の事項を行ってはならない。

I 河川、湖沼を航行する業務を含め、ブラジル国籍の船舶の船主、備船者、又は船長となること。

II 種類のいかんを問わず新聞社の所有者となること、及びテレビ会社、ラジオ放送会社の所有者となること。上記各会社の共同経営者、又は株主となること。

III 前項に定める会社の責任者、知的な、又は経営上の指導者となること。

IV 鉱床、鉱山、並びにその他の鉱物資源、及び水力資源の調査、探査、開

発，及び利用の認可，又は許可を得ること。

V 特別法の規定ある場合を除き，ブラジル国籍の航空機の所有者，又は開発者となること。

VI 船舶仲介業者，公共資金の仲介業者，公売人，及び通関業者となること。

VII 労働組合，又は職能協会の経営又は代表に参加すること，及び，規制に定める職業の実行の監査団体の経営又は代表に参加すること。

VIII ダム，港湾，河川，湖沼，及び運河の水先案内人になること。

IX 互惠の取扱いある場合を除き，アマチュアを含めて，ラジオ送信機，テレビ放送機，及びこれらに類似したものを所有，保持，又は操作を行うこと。

X 国軍及びその補助要員に対し，及び集団的な寄宿の施設に対し，宗教活動を行うこと。

§ 1 本条 I の規定は，ブラジル国籍の漁船には適用しない。

§ 2 ポルトガル人は平等条約に規定した権利義務を享受し，下記各号の事項のみを禁止する。

a) 本条 II に定める会社の責任，及び知的，並びに経営上の指導を引受けること。

b) 湖沼を航行する船舶を含むブラジル国籍船の所有者，傭船者，又は船長となること。但し，前項に規定した船舶を除く。

c) 国軍，及びその補助要員に対する宗教活動を行うこと。

第 107 条 国家領土に入国を許された外国人は，政治的性質の活動を行うことができず，さらに直接及び間接に，ブラジルの公けの交渉に関与することができない。特に，以下の各項は行ってはならない。

I 政治的性質の結社，又はいかなる団体をも，これを組織し，創設し，又は維持すること。単に，出身国の政党の行動に関する思想，計画，規範の宣伝，又は普及を専ら同国人の間で行う目的を有するものについても同様である。

II 國のいかんと問わず，政治的党派の行動の思想，計画，又は規範への共

鳴を獲得すべく、何らかの強制、束縛の手段で、同国人、又はそれ以外の者に、個人的な活動を行うこと。

Ⅱ 本条Ⅰ、及びⅡに規定する目的をもって、何等かの性質の示威、行進、集会、及び会議を組織し、又は、これに参加すること。

単項 本条冒頭の規定は、平等条約の受益者であるポルトガル人には適用せず、同上国人には政治的権利の享受を認める。

第108条 外国人は適法に、文化、宗教、レクリエーション、慈善、又は社会事業の目的で結社を作り、社交、運動クラブ、及びその他同様の団体に加入することができ、さらに、国祭日、又は愛国的行事の記念集会に参加することができる。

単項 本条に規定する団体は、半数を超える外国人会員によって構成されている場合は、法務大臣の許可のある場合に限り活動することができる。

†第109条 目的に関し虚偽の申告により登記を行った団体、又は登記後、不法な活動を行うに至った団体は、法務大臣の命令により前条単項に定める認可を直ちに取消され、その活動は直ちに開始される解散のための訴訟の最終判決まで停止されるものとする。

第110条 法務大臣は、国の利益のために適当と考える場合はいつでも、外国人による講演会、会議、芸術的あるいは民族的展示会の実施を禁止することができる。

第Ⅱ編 帰 化

第Ⅰ章 条 件

第111条 憲法第145条Ⅱbに定める場合の帰化の許可は、専ら行政府の権限とし、法務省の省令によって行う。

*第112条 帰化の認可条件は下記の通りとする。

Ⅰ ブラジル法に従い民事上の能力があること。

Ⅱ ブラジルに於て永住者として登録されていること。

- Ⅲ 帰化申請の直前までに少くとも4年間国家領土内に継続して居住する者。
- Ⅳ 帰化人の条件を考慮してポルトガル語の読み書きのできること。
- Ⅴ 自己及び家族を扶養するために職業に従事し、あるいは十分な資産を有すること。
- Ⅵ 素行の良好なこと。
- Ⅶ 最低1年を越える禁錮刑に該当すると考えられる犯罪により、ブラジル又は外国で告発、有罪判決、又は実刑を受けていないこと。
- Ⅷ 健康であること。

§ 1 2年以上ブラジルに居住する外国人は健康証明書を要求されない。

§ 2 本条、又はこの法律の第113条、及び第114条の要求する条件のいずれかに関し、何時たりと言えども、觀念上、又は物的な虚偽があることが判明した場合は、帰化の行為は無効とすることを宣言する。なお、これにより違法行為に対する刑事訴訟が妨げられるものではない。

§ 3 前項に定める無効の宣言は、法務省に於て公文書又は理由を付した文書による意図表明により、行政的な手続に従ってなされ、帰化した者に対しては、抗弁のための通知の日より起算して15日間の期間が与えられる。

第113条 第112条Ⅲに定める居住の期間は、帰化申請者が下記のいずれかの条件を満たす場合には短縮することができる。

- I ブラジル人の子、又は配偶者を有する場合。
- II ブラジル人の子である場合。
- III 法務省の判断によりブラジルに対し著しい貢献をなしており、又はなすことが可能な場合。
- IV 申請者の専門的、学術的、又は芸術的能力により帰化がのぞましい場合。
- V ブラジルに於て不動産を所有し、その価額が少くとも諸料金算定基準(MVR)の1,000倍を超える場合、又は工業家で、同上価額の資産を有する場合、又は商事会社あるいは民事会社で、主として、かつ恒常的に工業もしくは農業活動の発展を目的としており、少くとも同上価額の持分、もしくは払込株式の所有者である場合。

単項ⅠよりⅢに該当する場合、居住期間は最低1年とし、Ⅳに該当する場合には2年、Ⅴに該当する場合には3年とする。

第114条 下記の場合は居住期間の要件を免除し、ブラジルに於ける滞在は30日のみにて足りるものとする。

- Ⅰ 現役のブラジル外交官と5年以上結婚している外国人配偶者。
- Ⅱ ブラジルの外交使節、又は領事公館の使用人で、10年以上継続して勤務する外国人。

第115条 帰化を希望する外国人は、法務省に以下の事項を申告して、申請を行わなければならない。氏名、出生地、国籍、両親の氏名、性、身分、生年月日、職業、ブラジル及び外国に於て過去に居住した場所、第112条Ⅶに定める要件を満たすか否かの別、氏名のポルトガル語への翻訳あるいは適合の希望の有無。

§1 申請書は帰化申請者により署名されねばならず、又規則に明記されている必要書類を付するものとする。

§2 次に定める場合は、外国人の身分証明書、ブラジルに於ける継続居住についての警察の証明書、警察の無犯罪証明書の提出のみが要求される。

Ⅰ 5歳までにブラジルに入国を認められた外国人で国家領土内に確定的に定住した者。ただし、成年に達した後2年までに帰化を申請すること。

Ⅱ 成年に達する前にブラジルに定住し、ブラジルの教育施設で高等教育の課程を終了した外国人で、上記課程終了後1年までに帰化申請を行った者。

§3 帰化後における氏名のいかなる変更も、例外として、かつ正当な理由がある場合に限り、法務大臣の許可により行うことができる。

第116条 出生後5年以内にブラジルに入国を認められた外国人で、国家領土内で確定的に定住した者は、未成年であっても、法務大臣に対しその法定代理人を通じ、仮帰化証明書の発給を請求することができる。この帰化証明書は、上記未成年者が成年に達したのち2年間はブラジル国籍の証明書として効力を有する。

単項 仮証明者の名義人が、成年に達したのち2年以内に法務大臣にあてた

申請書で継続してブラジル人でありたい旨の意志を明示的に確認する場合は、帰化が決定する。

第117条 第115条に定める法務大臣あての申請書は、連邦直轄区、州、及び直轄領にあっては法務省所轄の機関に提出し、法務省は帰化人の経歴を調査し、帰化の適、不適に関し意見を述べるものとする。

第118条 法務省の所轄の機関の長は、手続書類を受理したのち、必要な場合は、他の調査を行うことを決定することができる。いかなる場合に於ても、手続書類は意見書を付して法務大臣に提出しなければならない。

単項 法務省の所轄の機関の長は、帰化申請者が、それぞれの場合に応じて第112条又は第116条の条件のいずれかを満たさない場合、上記の申請の保留を決定するものとする。但し、右は再審を妨げるものではない。さらに、帰化申請者は上記保留が継続中の場合は、法務大臣に対して不服の申立てを行うことができる。上記いずれの場合に於ても、期限は省令の公告より起算して30日とする。

*第119条 帰化の省令は、官報に公告されたのち法務省の所轄の機関に保管され、同機関は各帰化申請者に関する証明書を発行する。本証明書は帰化申請者が住所を有する都市の連邦裁判所判事より、規則に定める形式に従って、正式に手交される。

§1 連邦裁判所判事が2人以上存在する地域では、証明書の手交は第一法廷の判事によってなされる。

§2 帰化申請者が住所を有する都市に連邦裁判所判事が在任していない場合、証明書の手交は当該司法区の普通裁判所判事を通じて行われ、同判事を欠く場合は、最も近い司法区の普通裁判所判事により行われる。

§3 帰化は、帰化申請者が省令の公告の日より起算して12カ月の期限内に証明書を請求しない場合には無効となるものとする。但し、然るべく立証された止むを得ない理由のある場合はこの限りではない。

第120条 帰化手続の進行中、いかなる者も根拠を付して行う限り、帰化に対して異議を申立てることができる。

第121条 本法に規定する条件を満足させても、その事実は外国人の帰化に対する権利を保障するものではない。

第2章 帰化の効力

第122条 帰化は、第116条の場合を除き、証明書の引渡しをまって効力を発生し、又、これによって、帰化した者は連邦憲法が生来のブラジル人にもみ付与している権利を除く全ての民事上及び政治上の権利を享受する。

第123条 帰化によって帰化した者本人の配偶者及び子がブラジル国籍を取得し得るものではない。又、法律の求める要件を満たさない限り、上記の配偶者及び子のブラジル入国又は定住を許可するものではない。

第124条 帰化申請者が以前に他の国に於て問われた民事あるいは刑事の責任は、帰化により消滅しない。

第Ⅲ編 違反、罰則及びその手続

第1章 違反及び罰則

*第125条 以下に挙げる事項は、違反を構成し、違反者は以下に記載した罰則を適用されるものとする。

I 許可なくして国家領土に入る者（密入国者）

罰則 退去強制

II 滞在の法的期間の終了したのち国家領土内に留るもの。

罰則 諸料金算定基準（MVR）の10倍までを限度として、諸料金算定基準の10分の1に超過滞在日数を乗じた金額の罰金、及び、規定の期間に退去しない場合は退去強制。

III この法律に規定する期間内に、所管の機関に登録を怠るもの（第30条）。

罰則 諸料金算定基準の10倍を限度として、諸料金算定基準の10分の1に超過日数を乗じた金額の罰金。

Ⅳ 第96条, 第102条, 及び第103条の規定を果たさない場合。

罰則 諸料金算定基準の2倍から10倍の罰金。

V 輸送会社が, 密入国者又は入国禁止者, 密入国者の扶養又は国家領土内よりの退去の手だてを講じない場合(第27条)。

罰則 外国人1人当たり諸料金算定基準の30倍の罰金。

Ⅵ 正規の書類を所持しない外国人をブラジルに輸送した場合。

罰則 外国人1人当たり諸料金算定基準の10倍の罰金と当該外国人を国家領土内より退去させるための諸費用の負担。

Ⅶ 違法の状態にある外国人, 又は報酬を伴う活動を行うことを禁じられた外国人を雇傭し, 又はその役務を維持する場合。

罰則 外国人1人当たり諸料金算定基準の30倍の罰金。

Ⅷ 第21条§2, 第24条, 第98条, 第104条§1又は§2及び第105条の規定に違反する場合。

罰則 退去強制

Ⅸ 第25条の規定に違反する場合。

罰則 旅行切符の払い戻しを行った者に対しては, 諸料金算定基準の5倍の罰金, 当該外国人は退去強制。

X 第18条, 第37条§2, 第99条から第101条までの規定に違反する場合。

罰則 登録の撤回と退去強制。

XI 第106条, 又は第107条の規定に違反する場合。

罰則 1年より3年の禁錮及び追放。

XII 外国人を密入国させる場合, 又は密入国者, 又は違法の入国者をかきまう場合。

罰則 1年より3年の禁錮, 及び違反者が外国人である場合は追放。

XIII 査証の変更, 登録, 記載事項の訂正, 帰化, 又は外国人用旅券の取得, 自由通行許可証(レセ・パセ)の取得, 又は必要な際は出国査証の手続に於て, 虚偽の申告を行った場合。

罰則 1年より5年の禁錮, 及び違反者が外国人の場合は追放。

XIV 第45条より第48条の規定に違反する場合。

罰則 諸料金算定基準の5倍から10倍の罰金。

XV 第26条§1又は第64条の規定に違反する場合。

罰則 退去強制，及び再犯の場合は追放。

XVI この法律または施行規則の規定で，特別に刑の定めてないものに違反した場合，又は遵守しない場合。

罰則 諸料金算定基準の2倍から5倍の罰金。

単項 XIIに規定する刑罰は，第107条Iに規定する団体の役員にも適用される。

第126条 本章に規定する罰金は，再犯の場合，当該諸料金算定基準の2倍から5倍までに増額したものを課することができる。

第2章 違法の審査手続

第127条 罰金刑に該当する違反は，行政手続で審査されるものとし，この規則の規定に従い，当該調書を基準とする。

第128条 第125条XよりXIIIの場合は，刑事訴訟に則るものとし，退去強制及び追放の場合は，各々この法律の第Ⅲ編，及び第Ⅳ編の規定に則るものとする。

第Ⅷ編 一般規定及び経過規定

†第129条 労働省の所管の下に，国家移住審議会を創設し，この審議会にこの法律に記載する権限の他，移住活動を指導し，調整する権限を与える。

§1 国家移住審議会は，審議会を主催する労働省の代表1名のほか，法務省の代表1名，外務省の代表1名，農務省の代表1名，保健省の代表1名，商工省の代表1名及び国家科学技術開発審議会の代表1名により構成され，上記構成員は総て各国务大臣の指名により共和国大統領が任命する。

§ 2 国家安全審議会事務局長は、国家移住審議会に1名のオブザーバーを継続派遣する。

§ 3 行政府は、国家移住審議会の構成及び活動について規則を定める。

第130条 行政府は、国際協定を締結し、それによってブラジル人の取扱いに関する相互主義の原則を遵守し、国の便宜利益を尊重して、この法律に規定する査証の発給、無償付与、費用の免除、査証の免除などの条件を定めることができる。

第131条 本法の一部を構成する領事収入及び手数料の表を承認する。

§ 1 表に含まれる手数料の額は、毎年、諸料金算定基準の調整率に従って改定する。

§ 2 外務省は、省令により領事費用の額の改定を承認する権限を与えられる。改定は、クルゼイロ・オウロと主要な自由交換通貨との為替レートを考慮して定める。

第132条 法務大臣は、一時滞在査証又は永住査証の所持者たる外国人に対し、現在有効の身分証明書に代わる、国家領土内全域に効力を有する身分証明書の統一型式を定める権限を有する。

単項 本条に定める身分証明書が作成されない間は、以下のものが引続き有効である。

I 1938年8月20日付政令第3010号第135条に基づいて発行された身分証明書、及び同上政令第149条§2に定める証明書。

II 1969年7月3日付大統領令第670号、及び1970年6月11日付政令第66689号第57条の§1、及び第60条§2に基づいて発行された身分証明書及びそれに替わるもの。

*第133条 行政府は、自国民がブラジルに於て違法の状態にある国との間で、以下の事項を条件として、かかる状態が正常化されることを目的とした二国間協定を結ぶ権限を有する。但し、

I 上記正常化は第18条が掲げる条件に適合しなくてはならない。さらに、

II 受益者の外国人が、

- a) 1980年8月20日より以前にブラジルに入国しており、
- b) 第7条に列挙する条件を満たし、
- c) 協定発効より起算して90日間の延長を許さぬ期間内に、自己の状態の正常化を請求しなければならない。

単項 本条に規定する協定にあっては、受益者たる外国人の所属国は、必ず以下の反対給付を約束しなければならない。

- I ブラジルに対する移住を厳密に統制すること。
- II 自国民の退去強制より生じる輸送の費用について、今後調整される条件に於て責任を負うこと。
- III 協定により、ブラジルに於ける永住が正常化した自国民の第18条に従った定住のため、財政的、技術的協力を提供すること。

*第134条 前条にかかげる外国人の地位は暫定的に正常化することが出来る。

§1 本条の目的のため法務省の所管のもとに外国人の仮登録制度を設ける。

§2 前項にかかげる登録は、身分証明書を発行し、不法滞在在外国人に対し国内において報酬を伴う活動に従事しかつ自由な移動を許可するものである。

§3 仮登録の申請は本法公布の日から起算して120日の期限内に行われなければならない。

§4 申請は、下記書類のうち一種類を添え書式に従って、申請者の居所に最も近い連邦警察機関に対し行う。

- I パスポート又はそれに相当する書類の真正なる写
- II 当該外国人の所属国の大使館または領事館により発行され、同人の国籍を証明する証明書
- III 出生または婚姻証明書
- IV その他当局が当該外国人の資格書類として審査しうる然るべき書類

§5 本条にかかげる仮登録及び身分証明書の有効期間は、次項に該当する場合を除き、2年間で延長はできない。

§6 §5の期間満了以前に前条にかかげる二国間協定が締結された場合、

それぞれの国の外国人は第133条第Ⅱcに定められた期間内にその地位正常化を申請しなければならない。

§7 法務省は本条にかかげる身分証明書の特別の様式を設定する。

第135条 1969年10月13日付大統領令第941号第26条に規定する条件でブラジルに居住する外国人は、国家領土内に継続して居住するため、本法の発効の日より起算して延長を認めない90日以内に、法務省の所管の機関に永住の申請を行わなければならない。

単項 本条に定める許可は、この法律第17条に規定する特別の性格を有する要求を満足することとは無関係である。

第136条 外国人が、政令第3010号発効の日である1938年8月20日までにブラジルに入国している場合には、上記の日より、国家領土内に継続して住所を維持しており、国籍を含む身分を証明することができれば、前条単項の規定を守り、法務省の所管の機関に対して、永住を請求することができる。

†第137条 この法律の公布の日に、法務省に於てすでに取扱われている申請手続に対しては1969年10月13日付大統領令第941号及び1970年6月11日付政令第66689号の規定を適用する。

単項 本条の規定は帰化手続に関しては適用しない。帰化手続については、直ちにこの法律の規定を適用する。

*第138条 ポルトガル国籍者に対しては、連邦憲法又は現に有効な条約の明示的な特別の規定を留保した上で、この法律の規定を適用する。

*第139条 退去強制、追放及び犯罪人引渡しの場合の外国人の拘留を決定するためにこの法律が法務大臣に与えた権限を、同大臣が委任することを認める。

†第140条 この法律は公布の日に発効する。

†第141条 この法律に反する規定、特に、1938年5月4日付大統領令第406号、1941年10月3日付大統領令第3688号第69条、1942年12月17日付大統領令第5101号、1945年9月18日付大統領令第7967号、1967年10月11日付法律第5333号、1969年1月10日付大統領令第417号、1969年10月13日付大統領令第941号、1971年10月7日付法律第5709号第2条、及び1975

年11月18日付法律第6262号は、これを廃止する。

ブラジリア，1980年8月19日

独立第159年，及び共和国第92年

ジョアン・フィゲイレード

1. 1981年12月9日付法律第6964号により改正された条文には*印を付した。ただし条文の番号が変更になった等内容に変更のないものは除く。
2. 外務省の中南米局の仮訳である。

外国人法細則

(1981年12月10日付大統領令第86715号)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

目 次

1981年12月10付大統領令第86715号

| | | |
|----------|---------------------|----|
| 第 I 編 | 上陸許可, 入国および拒否 | 35 |
| 第 1 章 | 上陸許可 | 35 |
| 第 2 章 | 入 国 | 44 |
| 第 3 章 | 入国拒否 | 46 |
| 第 II 編 | 亡命者に関する条件 | 48 |
| 第 III 編 | 登録, 及びその変更 | 49 |
| 第 1 章 | 登 録 | 49 |
| 第 2 章 | 滞在期間の延長 | 51 |
| 第 3 章 | 査証の変更 | 53 |
| 第 4 章 | 記載の変更 | 55 |
| 第 5 章 | 登録の更新 | 56 |
| 第 6 章 | 登録の取り消し, 及び回復 | 57 |
| 第 IV 編 | 出国, 及び再入国 | 59 |
| 第 V 編 | 外国人に対する旅行書類 | 60 |
| 第 VI 編 | 強制送還 | 61 |
| 第 VII 編 | 追 放 | 61 |
| 第 VIII 編 | 犯罪人引渡し | 64 |
| 第 IX 編 | 外国人の権利, 及び義務 | 64 |
| 第 X 編 | 帰 化 | 66 |
| 第 XI 編 | 違反審査の手続き | 72 |
| 第 XII 編 | 国家移住審議会 | 73 |

1981年12月10日付大統領令第86715号

1980年8月19日付法律第6815号は、ブラジル国に於ける外国人の法的地位を定め、国家移住審議会を創設し、その他の措置を講じる。

共和国大統領は、憲法第81条第3項により与えられている権限を行使し、発令する。

第1条 この大統領令は、1980年8月19日付法律第6815号に定められている、ブラジル国に於ける外国人の法的地位を規定し、国家移住審議会の構成、及び職権に関し、定めるものである。

第I編 上陸許可、入国および拒否

第1章 上陸許可

第1部 領事査証

第2条 国内領土への外国人の上陸許可は、査証の発給をもって行われる。

- I 通過査証
- II 観光査証
- III 一時滞在査証
- IV 永住査証
- V 礼議査証
- VI 公用査証
- VII 外交査証

第1項 査証は、国外で外交使節、担当の領事館、副領事館で発給され、国の外務本省から、然るべき権限を与えられた場合には、名誉領事館から発給される。

第2項 国の外務本省から、然るべき権限を与えられた場合にのみ、礼議

査証，公用査証，外交査証を発給することができる。

第 3 項 外交関係，及び領事関係が停止されている際には，ブラジル入国の査証は，外交使節，またはその国のブラジル関係担当の領事課より発給される。

第 3 条 第 5 条の要求を満足し，扶養証明がなされる場合には，査証の発給は，法律上の扶養者である外国人にも及ぼすことができる。

単項 扶養証明は，担当官公庁の証明書を通じてなされ，領事当局の鑑識に，本人の出頭が不可能な際には，それに相応した書類によりなされる。

第 4 条 外務省により入国拒否と判断された場合を除き，無国籍者が査証を取得するためには，この法規に定められ，要求されている書類の他に，居住地または出生地に帰国可能である事の公的証明，または他国へ入国可能である事の公的証明が必要である。

第 5 条 以下に該当する外国人には査証は発給されない。

- I 18歳未満の者で，法律上の責任者に伴われない者，もしくはその明示の許可を有しない者。
- II 公の秩序もしくは国益に有害であると見なされる者。
- III 過去に当国より追放された者。但し，追放が取り消された場合はこの限りでない。
- IV 犯罪のため外国において判決もしくは起訴された者で，その犯罪がブラジル法に照らし，国際間の逃亡犯罪人引渡しに該当する者。
- V 保健省の定めた衛生条件を満たしていない者。

単項 査証発給拒否で，本条の II，及び V に該当すると見なされる場合には，領事当局は，当国の外務省へ本人の資格証明の資料を提出し，拒絶理由を知らせるものとする。

外務本省当局は，国外にある全てのブラジル領事当局に回状を送り，法務省連邦警察局，及び労働省移民局へ知らせるものとする。

第 6 条 領事当局は査証を発給するにあたり，当該関係者の旅行書類に使用有効期間を記載する。

第 7 条 領事当局は、可能な限りの手段を用いて、提出書類の確実性、及び合法性を審査する。

単項 査証申請の際の書類は、ポルトガル語で提出されなければならない。

但し、英語、フランス語、スペイン語も認められる。

第 8 条 査証は個人に対して発給され、旅行書類には、受益者の数と同数の査証が添付される。

第 1 項 査証の申請は所定の書式で当該者によってなされる。

第 2 項 申請は各個人がなすものであるが、18歳未満の者を同伴する際には、当該保護者どちらかの申請書にて一括して行うことができる。

第 9 条 査証を発給する際、領事当局は旅行書類に、ブラジルでの当該外国人の滞在期間その資格を明記する。

単項 一時滞在査証または永住査証の発給の際には、第23条第7項、第27条第2項、第50条第1項の規定に基づき、上述の関係当局は当該外国人に認証された申請書の写しを交付する。

第 10 条 当局の隣接国出身の外国人は、第37条の規定に基づき、ブラジル国に入国許可される。

第 11 条 パスポート、又はこれに代る書類がブラジル国に対し有効でない場合には、査証は発給されない。

単項 自由通行許可証、旅行通行免状、再入国許可証、及び外国政府、またはブラジル政府が承認している国際機関による発行のその他の旅行書類は、パスポートと同等のものであると見なす。

第 12 条 当該外国人所持のパスポートの種類、その職務、役目により、国外またはブラジル国内でブラジル当局より発給される査証の種類が必然的に決定される訳ではない。

第 13 条 外務省は、領事査証に関し国外で行われた不正行為の審査のために必要な調査を実施し、その結果を法務省に報告するものとする。

第1小部 通過査証

第14条 通過査証は、目的国に達するために当国領土内に入国しなければならない外国人に対して発給することができる。

第15条 通過査証を取得するために、外国人は以下のものを呈示しなければならない。

- I パスポートまたはこれに代る書類
- II 必要に応じ、免疫化国際証明書
- III 目的国への旅行切符

第1項 必要に応じ、目的国在外使臣による査証が旅行書類に添付されなければならない。

第2項 本条で要求される書類は、国家領土内に入国した時点で、当該外国人により連邦主務機関へ呈示されなければならない。

第16条 外国人が継続旅行途中下車の形で当国を通過する際には、第42条の規定が適用される。

第2小部 観光査証

第17条 観光査証は、ブラジルに休養又は訪問の性格をもって入国する外国人で、移住目的もしくは報酬を伴う活動の意図を持たないと考えられる者に対して発給することができる。

第18条 観光査証を取得するために、外国人は以下のものを呈示しなければならない。

- I パスポート又はこれに代る書類
- II 必要に応じ、免疫化国際証明書
- III 生計維持のための手段の証明、及び国家領土内に入国せしめ、出国せしめるための旅行切符

第1項 本条の生計維持のための手段の証明としては、銀行口座の沿革、

クレジット・カード，及び領事当局が財政資金があると判断するに足るその他の書類が適用される。

第 2 項 観光査証を有する外国人は，国家領土内に入国する際，本条に前出した書類を，連邦主務機関へ呈示しなければならない。

第 19 条 観光査証免除にすることができる国の決定は外務省に帰する。

単項 外務省領事法務局は，法務省連邦警察局に対し，観光査証免除となる国の現報告書を発送する。

第 20 条 前条の規定により，査証を免除された外国人は，国家領土内に入国する時点で，以下の書類を連邦主務機関に呈示しなければならない。

I 入国許可の際，パスポート，又はこれに代る書類，又は身分証明書

II 必要に応じ，免疫化国際証明書

第 1 項 観光客の条件の合法性に何らかの疑いが持たれる場合には，連邦警察局は，生計維持のための手段の証明，及び当国を出国せしめる旅行切符の呈示を要求することができる。

第 2 項 前項に規定された，生計維持のための手段の証明には，貨幣の所有，及びクレジット・カードが適用される。

第 21 条 観光客の滞在期間は，連邦警察の判断により減じられることがある。

第 3 小部 一時滞在査証

第 22 条 一時滞在査証は，以下に従い，ブラジル入国を希望する者に発給することができる。

I 文化的旅行，又は学術上の使節として

II 商用旅行で

III 芸術家，又は運動家として

IV 学生として

V 契約に基づき，又はブラジル政府の役務に服するため，科学者，教授，技術者，あるいは，その他の範ちゅうの専門家の資格で

Ⅵ 外国の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、又は通信者の通信員として

Ⅶ 宗教団体の伝導師、又は宗教団体の構成員として

第 23 条 一時滞在査証を取得するために、外国人は以下のものを呈示しなければならない。

Ⅰ パスポート、又はこれに代る書類

Ⅱ 必要に応じ、免疫化国際証明書

Ⅲ 健康証明書

Ⅳ 生計を維持する手段の証明

Ⅴ 領事当局の鑑識をおおぐ、刑罰に関わる前歴証明書、又はこれに代わる書類

第 1 項 前条のⅠ、Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅶに該当する外国人の一時滞在査証は、不可抗力の場合を除き、申請の日をさかのほり最低一年間は居住していた場所の領事管轄地域にてのみ発給することができる。

第 2 項 前条のⅢ、及びⅤに該当する外国人に対しては、労働省移民局の認証をうけた労働契約の当事者である場合に限り、国外の担当の領事館にて査証を発給する。但し、ブラジル政府に対する役務の提供が証明された場合にはこの限りではない。

第 3 項 第 22 条のⅠからⅣに該当する外国人に対しては、90日までの滞在に限り、外務省は本条Ⅲに関する証明を免除する権限を持つ。

第 4 項 本条Ⅳに関する、生計を維持する手段の証明は、以下のようになされる。

Ⅰ 文化的旅行、又は学術上の使節に該当する場合には、当該者の旅行の正当性を裏づけ、滞在期間及びその職務の本質を明細に述べてある、適当な書類を呈示するか、公的あるいは私的な、文化、もしくは科学団体を明示するか、又は招待状を呈示することにより、領事当局の判断をおおぐ。

Ⅱ 商用旅行の場合には、企業、又は当該外国人が所属している団体、もしくは適当な人物が申立てることによって、領事当局の判断をおおぐ。

- Ⅲ 学生の場合には，当該外国人が奨学生，又はブラジル国が執り行っている文化協定の受益者であることを証明する書類によって行われる。申請者が以上の条件に該当しない場合には，主務領事当局は，ブラジル滞在中，自活するに足る資金を所持している事を証明する様，要求することができる。
- Ⅳ 宗教団体の伝導師，又は宗教団体の構成員の場合には，本人の扶養管理，出国について，在ブラジルの宗教団体が責任を負うと約束することにより，なされる。
- 第 5 項 労働省移民局は，査証発給の契約書の写しを，外務省領事法律局及び法務省連邦裁判所へ提出する。
- 第 6 項 本条第 2 項規定の書類提出とは別に，当該者が第 22 条Ⅲ，及び V に該当する場合には，当該者に与えられた職務条件の証明を，領事当局は要求することができる。但し，ブラジル政府に対する役務提供の場合は，この限りではない。
- 第 7 項 一時滞在査証を所持する外国人は，国内領土に入国すると同時に，本条Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ規定の書類，第 9 条単項規定の書類を連邦主務機関に呈示しなければならない。又，補足的な健康検査も行わなければならない。
- 第 24 条 外務省領事法務局は，前条第 2 項規定の査証の発給について，労働省移民局に報告する。
- 第 25 条 一時滞在査証取得者のブラジル滞在期間は以下の通りとする。
- Ⅰ 文化的旅行，及び学術上の使節の場合には，2 年まで
 - Ⅱ 商用旅行の場合には，90 日まで
 - Ⅲ 芸術家，又は運動家は，90 日まで
 - Ⅳ 学生は，1 年まで
 - V 契約に基づき，又はブラジル政府の役務に服するため，科学者，教授，技術者，あるいは，その他の範ちゅうの専門家の資格で入国する者は，2 年まで
 - Ⅵ 外国の新聞，雑誌，ラジオ，テレビ，又は通信者の通信員は，4 年まで

Ⅶ 宗教団体の伝導師，又は宗教団体の構成員は，1年まで

第4小部 永住査証

第26条 永住査証は，ブラジルに確定的に定住することを意図とする外国人に対し，発給することができる。

第27条 永住査証を取得するために，外国人は，国家移住審議会の制定の移住者選考基準に規定された特別資格の要求を満足しなければならない。又，以下にあげる書類を呈示しなければならない。

I パスポート，又はこれに代る書類

II 必要に応じ，免疫化国際証明書

III 健康証明書

IV 領事当局の鑑識をおおぐ，刑罰に関わる前歴証明書，又はこれに代る書類

V 居住証明書

VI 出生証明書，又は婚姻証明書

VII 場合に応じ，労働省移民局により認証された労働契約書

第1項 永住査証は，申請日にさかのぼり，最低1年間は居住していた場所の領事管轄地域でのみ，発給することができる。

第2項 永住査証の有資格者は，国内領土に入国した時点で，本条IからIII言及の書類，及び第9条単項規定の書類を連邦主務機関に呈示しなければならない。又，保健省制度の特別専門基準からなる，補足的な健康検査を行わなければならない。

第3項 国内治安上の利害，及び第5条V規定の衛生条件を満たし，保証されているポルトガル人に対しては，次の条の規定も，移住者選考基準に規定された特別資格の要求も，適用されるものでない。

第28条 永住査証の発給は，5年を越えない期間，一定の活動の実行，及び国家領土内の一定地域への定着を条件とすることができる。

単項 領事当局は、査証の余白に、当該外国人によって実行される活動、及び定着すべき地域を記載する。

第2部 健康検査

第29条 港灣，飛行場，国境における国家衛生警備隊を通じて，ブラジルに入国，又は永住を申請する外国人の衛生条件を検査，審査する。その権限は保健省に帰する。

単項 健康検査では，外国人の体力，及び従事する職業との相互関係が考慮される。

第30条 ブラジル入国の意図を持つ外国人が領事査証申請のために，国外で行う健康検査は，ブラジル領事団の信任の医師により，実施されなければならない。

第31条 国外で永住査証を申請する者，及びブラジルで査証の変更を申請する者の健康検査は，たとえ一族の家長のみが移住を申請する場合でも，家族全員が受査する義務があり，正しく証明されなければならない。

第1項 本条規定の証明は，家族の登録書，又は，領事申立て，あるいは適切な書類を呈示し，保健当局の判断をおおぐことによってなされる。

第2項 家長のみが永住を申請する場合にも，その法律上の扶養者は，ブラジル領事団信任の医師による健康診断書，領事団が不在の際には，出身国政府機関実施の健康診断書を呈示しなければならない。

第32条 前条の規定の実施に当り，以下の審査が行われる。

- I 夫婦に対しては，配偶者，未成年の子，及び法律上の扶養者の健康診断
- II 未成年の子に対しては，両親の健康診断
- III 成人の独身者に対しては，当該個人の健康診断

第33条 第52条 I から III，及び V から VIII に定められている規定の何れかに，家族の一人が資格を満たさない場合には，家族全員が拒否されることもある。

単項 公衆衛生に危害を加える恐れがない限り、60歳以上の者で、有資格の移住者の扶養者にあたる者には、本条の規定は適用されない。

第34条 公衆衛生に関する危惧がない限り、国家利害に関し、保健省制定の特別専門基準に定める規定を動機として、第22条Vに定める永住査証、及び一時滞在査証の発給が禁止されることはない。

第35条 健康証明書、及び書式は、保健省に設定された見本に従うものとする。

第2章 入 国

第36条 合法的例外を除き、国家領土内に外国人が入国する際には、当法規にもとづき、発給された査証が要求される。

単項 不可抗力の事態が正しく立証された場合には、査証の使用有効期間を超える場合であっても、連邦警察局の権限により、外国人は国家領土内に入国することができる。

第37条 国家領土と地つづきの都市に在住する隣接国民に対しては、国の安全に関する利益を遵守する限り、その国の主務機関より発行された、合法の身分証明書を提示すれば、上記の国と国境を接する都市に入ることを許可することができる。

第38条 国家領土内にいかなる交通手段を用いて入国した場合でも、外国人は、入国した地点で、保健省の港湾・空港・国境における国家衛生警備課、法務省連邦警察局、及び大蔵省連邦収入局より、それぞれの法律範囲内で、検査を受ける。又、当法規に定められている書類を呈示しなければならない。

第1項 陸路による入国の場合には、本条上述の機関が本目的のために占有している場所にて検査が行われる。

第2項 海路による入国の際には、下船する港の船上にて、検査が行われる。

第3項 空路による入国の際には、旅行客の目的地の空港にて、国際線か

ら国内線に乗り換える場合にはその乗り換え空港にて、保健省の港湾・空港・国境における国家衛生警備課及び大蔵省連邦収入局との協議の上、法務省連邦警察局の判断に基づき、検査が行われる。

第 39 条 領事査証に資格の遺漏、誤謬がある場合には、連邦警察局は、旅行書類を保管し証明書を交付した上で、当該外国人の入国を許可することができる。

単項 連邦警察局は、資格付与、及び訂正のために旅行書類を外務省へ提出する。

第 40 条 外交旅券・公用旅券又は業務旅券の所持者の査証免除に関して疑問がある場合には、連邦警察局は、当該外国人の入国について外務省と協議する。

第 41 条 法務省連邦警察局は、保健省の港湾・空港・国境における国家衛生警備課の認可書類により、第 53 条の規定により入国拒否された外国人の入国を条件つきで許可することができる。

第 42 条 外国人の継続旅行が、即時の乗り換えが不可能になったり、やむを得ない事情により中断せざるを得ない場合には、運送業者又はその代理業者は、事実の報告を書面にて、連邦警察局に提出しなければならない。

単項 連邦警察局は、申立ての事由が妥当であると判断した場合には、当該者が滞在すべき場所、及び当該者と運送業者が従うべき条件を決定する。但し、その滞在期間が、旅行の続行にとって厳密な意味あいが必要な期間を超過することがあってはならない。

第 43 条 連邦警察局は、やむをえない事情により、乗員が国家領土内で旅行を中断せざるをえない場合には、その乗り換え、又は上陸を許可することができる。

単項 運送業者、又はその代理業者は、本条の目的のため、連邦警察局に事実を本質的に、又、書面でもって報告する。又、乗り換え、又は上陸に依る費用に責任を負うものとする。

第 44 条 運送業者、又はその代理業者が申請し、乗り換えに依る費用に責任

を負うならば、密航者の乗り換えは許可することができる。

第 45 条 第 42 条、第 43 条に規定される事態が起こり、乗り換え、又は上陸が疾病により行われる場合には、保健当局により証明されなければならない。

第 46 条 空輸の際の旅行者、及び乗員の乗り換え、又、上陸に関しては、国際民間航空協定に附属した基準及び勧告が適用される。

第 47 条 運送業者、又はその代理業者は、常に、継続旅行者、又は乗員で、交通手段が離国する際に不在である者の滞在費用、及びその他の費用の責任を負う。さらに、上記の者の国家領土内からの退去に対しても責任を負うものとする。

単項 本条規定が効力を発する様、連邦警察局は、運送業者、又はその代理業者の署名による契約書を請求するものとする。

第 48 条 外国より到着のいかなる外国人も、自己の旅行書類、及び出入国カードに連邦警察局の認証を受けることなく、入国及び検査の場所を離れることはできない。

第 49 条 国際航路の船舶乗組員である、いかなる外国人も、労働国際機関協定による船舶乗員の資格証明書を呈示することなしに、国家領土内に上陸、又は船舶が港に碇泊している間に、下船することはできない。

単項 本条規定の身分証明書として、所持者に船舶乗員の資格を与える旅行書類を代用することができる。

第 50 条 国家領土内に観光客、又は通過旅行者の資格で入国した外国人の旅行切符は、連邦警察局の事前の認可なしに、ブラジルにおいて払戻すことはできない。

第 3 章 入 国 拒 否

第 51 条 1980 年 8 月 19 日付法律第 6815 号第 26 条の規定以外に、以下の外国人は国家領土内に入国することはできない。

1 入国許可の際、旅行書類又は身分証明書を呈示しない者

Ⅱ 以下の旅行書類を呈示する者

- a) ブラジルに対して有効でない旅行書類
- b) 有効期間を超えた旅行書類
- c) 削除又は偽造の形跡のある旅行書類
- d) 1980年8月19日付法律第6815号、及び当法規記載の資格を遵守することなく、発給された領事査証を添付してある旅行書類

単項 法務省連邦警察局は、外国人の旅行書類に入国拒否を記載し、場合に
応じ、保健省の港湾・空港・国境における国家衛生警備課との協議の上、
入国拒否を記載する。

第 52 条 第 23 条第 3 項、第 33 条単項、及び第 34 条を遵守し、以下の疾病を
伴う外国人に対しては、合法の領事査証を保持する場合においても、国家領
土内の入国を拒否する。

- I いかなる程度、及び本質のものであっても精神障害を持つ者
- Ⅱ 遺伝性疾病又は家系に遺伝する疾病
- Ⅲ 従事しようとする職業の実行を全く不可能とする様な疾病、又は障害
- Ⅳ 就業不可能の危険性が 40 % 以上あると思われる、身体上の欠陥・重度の
切断・血液病・循環器官・呼吸器官・消化器官・生殖器官・歩行器官・及
び神経系の疾病
- V 慢性アルコール中毒、及び麻薬中毒
- Ⅵ 悪性腫瘍
- Ⅶ 不 具
- Ⅷ 伝染病：結核・らい病・トラホーム・梅毒・レイシエマニア症・酵母菌
症・トリパノゾーマ病・その他、衛生当局の判断によるもの

第 53 条 衛生上の理由による入国拒否は、保健当局により支持されない、も
しくは保留されることがある。

第 1 項 医師の証拠書類が不十分、もしくは診断を明白にするため、補足
的な健康検査を必要とすると判断された場合には、保健当局は、連邦警察
局に、一時滞在査証又は永住査証を所持する外国人の条件つき入国の必要

性を通達する。

第 2 項 前項の規定に該当する場合には、外国人は、支持された健康検査を終えることなく、入国地点を離れることはできない。その際、当該外国人の旅行書類を保管し、その居所を定める権限は、連邦警察局に帰す。

第 3 項 保健当局は、然るべき措置がなされる様、その決定を書面にて連邦警察局に通知する。

第 54 条 連邦警察当局は、入国拒否確定の理由を旅行書類に記載し、領事査証に入国拒否の旨を証印する。

第 55 条 運送業者は、いかなる場合においても密入国及び入国拒否された者の出国に対し、責任を負う。

第 1 項 入国を拒否された者の即時出国が不可能な場合には、連邦警察局は、条件つき入国を許可できるものとし、当該外国人の滞在期間、及び居所を定めるものとする。

第 2 項 密入国の即時出国が不可能な場合には、連邦警察局は、最高30日まで当該人を拘禁する。又、同一期間の延長は認められる。

第 3 項 運送業者、又はその代理業者は、前項の規定に該当する場合には、当該外国人の滞在費用を保証する旨の誓約書を、連邦警察局を通じ、提出する。

第Ⅱ編 亡命者に関する条件

第 56 条 亡命が許可された場合には、連邦法務局は、亡命者のブラジルにおける滞在期間及び、場合に応じては、国際法及び現行法令に規定される義務事項に関わる付加的条件を定めた文書を作成する。

単項 連邦法務局は、登録のため、本条に規定される文書の写しを、連邦警察局に送付する。

第 57 条 当国を出国し、その身分を放棄することなく再入国を希望する亡命者は、連邦法務局を通じ、法務局の事前許可をとりつけなければならない。

第Ⅱ編 登録，及びその変更

第1章 登 録

第58条 永住者，一時滞在者（第22条Ⅰ，ⅣからⅦ）もしくは亡命者の資格を認定された外国人は，入国あるいは亡命許可の後，30日以内に連邦警察局に登録し，本規定に定めるところにより，指紋による身分の鑑識を行う義務を負う。

第1項 登録は，登録者の身分を証明する旅行書類，及びブラジルの領事査証申請書の写しを呈示することにより，とり行われる。但し，査証の変更が行われる場合には，出生国領事証明書が呈示されるものとする。

第2項 登録書には，以下の記載がなされる。

：氏名，両親との関係，出生国及び出生地，国籍，生年月日，性別，既婚・未婚の別，職業，学歴，ブラジルへの入国日及び入国地，旅行書類の種類及び番号，領事査証の番号及び資格，査証の発給日及び発給地，使用された交通手段，未成年の子に関する資料，及び居住地，就労地，就学地。

第3項 個々の領事査証発給の後，当国に合法的に外国人が入国を許可された場合のみ，登録が行われる。

第4項 提出書類の資格に関する記載に遺漏がある場合には，登録者は，出生地証明，又は婚姻証明，及び領事証明又は司法証明を提出しなければならない。

第5項 公用査証又は外交査証から一時滞在査証又は永住査証への変更を行い得た外国人の登録は，第73条単項に定める手続終了後にのみ，行われる。

第6項 文化協定に基づく学生は，連邦警察局により発行される身分証明書の呈示により，さらに外務省で登録される。

第59条 外国人の氏名及び国籍は，登録の効力に関しては，旅行書類記載のものと同じものとする。

第1項 旅行書類記載の氏名が省略形の場合には，外国人は，有効な書類

により、完全な書体を証明しなければならない。

第 2 項 国籍が、国際機関又は第三国当局により記載された場合には、外交当局あるいは領事主務機関の証明、又は有効な書類の呈示が行われる場合のみ、登録される。

第 3 項 旅行書類に、所持者の国籍の記載がない場合には、以下の様に登録される。

I 国籍がない場合には、無国籍者として

II 前項に定める方法により証明されえない場合には、国籍不明者として

第 60 条 学齢期の未成年者を含む、登録された外国人に対し、身分証明書が発行される。

単項 1980年8月19日付法律第6815号第18条、第37条第2項、及び第97条に該当する場合には、身分証明書にはその旨記載されなければならない。

第 61 条 外交査証、公用査証、又は礼讓査証の所持者は、その当国における滞在期間が90日を超える場合には、外務省において登録を行わなければならない。

第 1 項 業務旅券、公用旅券、又は外交旅券の所持者たる外国人で、査証免除協定に従い、ブラジルに入国した者は、ブラジルにおける滞在が90日を超える場合には必ず、本条に定める登録の手続きを行わなければならない。

第 2 項 登録は、外務省の定める様式により、行われる。

第 3 項 本条に定める外国人に対して、外務省は独自の身分証明書を発行する。

第 62 条 国家領土と陸つづきの都市に住む周辺国の外国人で、身分証明書の呈示により入国を許可され、その居住地に隣接する都市において、報酬を伴う活動に従事するか、もしくは教育施設に通学することを希望する者は、国の安全を遵守する限り、連邦警察局に登録され、その条件を明確にし、証明する特別の証明書を与えられる。

単項 登録は以下の書類によってなされる。

- I その国によって発行される公的な身分証明書
- II 出生証明
- III 国家領土と陸つづきのその国の土地の居住証明
- IV 場合により、それぞれ、就業証明、又は就学証明
- V その国において無犯罪であることの証明

第 63 条 第 60 条単項、及び第 62 条に該当する場合には、地方労働監督局は、労働及び社会保険手帳の発給に際し、外国人が連邦警察局により登録された都市における有効性に関する制限を規定する押印を行う。

第 2 章 滞在期間の延長

第 64 条 観光旅行者、一時滞在者及び亡命者の滞在期間の延長に関する権限は法務省に属し、礼譲査証、公用査証又は外交査証の所持者については、外務省の権限に属する。

第 1 部 旅行者の滞在期間の延長

第 65 条 観光旅行者の滞在期間の延長は、90 日を超えることができず、連邦警察局の判断により撤回することができる。

第 1 項 延長は、以下の証明をもって、当初許可された滞在期間の終了前に申請のあった場合には、連邦警察局により許可される。

- I 納税証明
- II 当国における生活維持費所持の証明

第 2 項 延長は旅行書類、もしくは身分証明書が発給されている場合には出入国カードに記載される。

第 2 部 一時滞在者の滞在期間の延長

第 66 条 一時滞在査証所持者の滞在期間は、以下の通り、延長することがで

きる。

I 第22条Ⅱ及びⅢに該当する場合には、連邦警察局が行う。

Ⅱ 上記以外の場合には、労働法規の規定に基づき、場合に応じ、労働省移民局との協議の上、連邦法務局が行う。

第 1 項 当該外国人が資格を付与されているものと同じ範ちゅうで延長は許可され、第25条に規定される範囲を超えることはできない。

第 2 項 滞在期間を超える外国人の退去を促進するために、連邦警察局の責任においてとられる措置は、申請の提出により必然的に妨げられるものではない。

第 67 条 一時滞在者の滞在期間の延長申請は、当初許可された期間の終了前に行われなければならない。以下の書類をもって審理される。

I 旅行書類の認証済みの写し

Ⅱ 証明書

a) 一時滞在者登録証明

b) 生計維持手段の証明

c) 延長申請の理由証明

第 1 項 第22条に該当する場合の生活維持手段の証明は以下の様に行われる。

I Iの場合には、公的又は私的、及び文化又は科学機関の招へい、又は指名の更新、もしくは、滞在期間及び職務の本質を規定し、申請を正当化する適切な書類の呈示により、行われる。

Ⅱ IIの場合には、財政能力を証明する書類によって行われる。

Ⅲ III及びVの場合には、雇用者が当該外国人の退去に関し、責任を負うことを証明する。当初契約の延長証書、又は新たな労働契約書によって行われる。

IV IVの場合には、生計維持誓約書によって行われる。但し、文化協定による留学生はこの限りではない。

V Vの場合には、外国人が所属し、延長期間及びその必要性を正当化する

機関の証明によって行われる。

Ⅵ Ⅶの場合には、所属機関による生計維持誓約書によって行われる。

第 2 項 学生の場合には、申請は、又学業証明書及び就学証明書によっても審理される。

第 3 項 前条Ⅱに定める延長の申請は、滞在許可期間終了の30日前に、提出されなければならない。

第 4 項 前項に該当する場合には、申請は直接、連邦法務局又は連邦警察局の地方機関に提出されなければならない。上記機関は、その職員の責任において、必ず5日以内に、右書類を法務局に送付する。

第 5 項 Ⅲに該当する場合には、延長を許可した機関は、右事実を労働省移民局に通報する。

第 3 部 亡命者の滞在期間の延長

第 68 条 亡命者の滞在期間の延長は、連邦法務局によって許可される。

第 3 章 査証の変更

第 69 条 第22条Ⅴ及びⅦに定める査証の所持者は、発給のための条件を満足すれば、永住査証に変更することができる。

単項 国家安全上の利益が遵守され、第5条Ⅴに定める健康条件が満たされる場合、ポルトガル国籍の外国人で観光査証又は一時滞在査証を所持する者は、同様に、右査証を永住査証に変更することができる。

第 70 条 変更の許可の権限は、連邦法務局に属する。

I 第69条に定める査証を永住査証に変更

II 外交査証又は公用査証を以下に変更

a) 第22条ⅠからⅦに定める一時滞在査証に

b) 永住査証に

第 1 項 申請は、滞在期間終了の少なくとも 30 日前までに、住所もしくは居所を連邦警察局を通じ、提出されなければならない。上記機関は、その職員の責任において必ず 5 日以内に連邦法務局へ申請書を送付しなければならない。

第 2 項 査証の変更は、申請者が永住査証発給のための条件を満たす場合にのみ、許可される。

第 3 項 保健省は、港湾・空港・国境における国家衛生警備課を通じ、健康検査において当国滞在を拒否された外国人のリストを、法務省連邦法務局へ送付する。

第 4 項 連邦法務局は変更許可に関し、以下の通り通知する。

I 本条 I の場合には、法務省連邦法務局、及び労働省移民局へ

II 本条 II の場合には、外務省領事法務局へ

第 71 条 90 日を超えない期間、外国人が国家領土内から出国する場合であっても、永住申請の審議もしくは許可が無効とはならない。

単項 本条の規定は、査証を要求される場合に、領事査証の取得なしに、外国人がブラジルへ再入国することを保証するものではない。

第 72 条 査証変更申請の却可の決裁に関し、再申請の権限は、連邦法務局に属する。

第 1 項 申請は事実及び権利の根拠、個々の証明書をもって、却可の決定が官報に公示されてから 15 日以内に、最初の申請が行われた連邦警察局の機関に提出されなければならない。

第 2 項 連邦警察局は、再申請請求の証明書を、申請者に発行する。

第 73 条 査証の変更が許可された場合には、外国人は、連邦警察局に、申請が許可された旨の公示が官報に掲載された日から起算して 90 日以内に登録を行わない場合には、その効力を失う。

単項 第 70 条 II に該当する査証の変更を許可された外国人の登録は、外務省によって無効とされた外交査証又は公用査証が付された旅行書類を、連邦警察局に呈示することによってのみ、なされる。

第 74 条 通過査証，観光査証，一時滞在査証又は永住査証を，公用査証又は外交査証に変更する権限は，外務省領事法務局に属する。

第 1 項 本条の規定は，観光査証を免除されて国家領土内に入国する外国人に対しても，適用される。

第 2 項 外務省領事法務局は，第 58 条に定める登録番号及び日付を含む，外国人の資格に関する資料を付して，法務省連邦法務局に対し，変更許可を通知する。

第 75 条 査証変更の申請は，外国人が国家領土内に合法的期間を超えて滞在中の場合は，連邦警察局による第 98 条の適用を妨げるものではない。

第 4 章 記載の変更

第 76 条 外国人登録の記載の変更に関する権限は，外務大臣に属する。

第 77 条 法務省に提出される，氏名変更の申請は，外国人居住の連邦行政区分内において取得された以下の証明書によって，審査される。

- I 連邦警察及び州警察の訂正機関の証明書
- II 権利文書保管所の証明書
- III 連邦裁判所及び州裁判所内にある，訴訟文書保管所の証明書
- IV 連邦，州及び市の財政当局の証明書

第 1 項 申請は，当該人居住地の連邦警察局の機関に提出される。右機関は，登録書の写しを添付するとともに，申請者の案行に関する調査を実施する。

第 2 項 前条の規定実施の後，連邦警察局は，その審理を連邦法務局へ提出し，連邦法務局は意見を付して法務省へ提出する。

第 78 条 登録の記載の変更における，氏名とは，名及び姓から成る。

第 1 項 外国人によって登録された商業上の署名，又は各種の職業活動において使用される署名として使われる，省略形の氏名は，登録書の余白に記載することができる。

第 2 項 記載上の誤りは、公文書により訂正される。

第 79 条 以下の様な、外国人の氏名記載の変更は、第 76 条に定める権限外とする。

I ブラジル当局を通じて実施される婚姻による変更

II ブラジル当局によって判決を下された、婚姻取り消し及び婚姻無効、離婚、合法別居による変更

III 後の婚姻による私生児の認知による変更

IV 連邦最高裁判所によって認可されるべき、外国当局による法的別居又は離婚による変更

第 80 条 登録に記載外の国籍を取得した外国人は、90 日以内に、新しい国籍を余白に記入する様、要請しなければならない。

第 1 項 余白記載の申請は、旅行書類、外交当局又は領事当局発行の証明書、もしくは、申立ての国籍が当該外国人に帰する旨の証明書をもって行われる。場合に応じ、登録記載の国籍を失ったことの証明が必要とされる。

第 2 項 余白記載の申請に関しては、申請者の素行に関する調査を除いた、第 77 条第 1 項及び第 2 項の規定が遵守される。

第 3 項 本条の規定は、国籍を得た無国籍者、及び登録記載の国籍を失った外国人に対して、適用される。

第 5 章 登録の更新

第 81 条 登録された外国人は、住所及び居所の変更を、その事実発生の日から 30 日以内に、連邦警察局に通知する義務を負う。

第 1 項 通知は、当該人の出頭、又は郵送によって行われ、受領書が発給される。右通知には、必ず、当該外国人の氏名、身分証明書の番号、発行場所が記載されると共に、新しい居所あるいは住所の証明書が添付されなければならない。

第 2 項 住所又は居所の変更が、一方の連邦行政区分から他の連邦行政区

分へなされる場合には、通知は、新しい住所又は居住の連邦警察局の機関への出頭をもって行われる。

第 3 項 前項の規定に該当する場合には、通知を受けとった機関は、当該外国人の登録手続上、個々の登録書類の写しを要求し、登録を実施したものに對し、その後発生した事実を伝達する。

第 82 条 1980年8月19日付法律第6815号第45条から第47条に定める団体は、上記条項に規定されている資料を、連邦警察局に提出する。

第 83 条 外国人の、公共又は民間団体での就業、もしくは各種教育施設への入学は、当該外国人が正式に登録を行っている場合に限り、認められる。

第 1 項 連邦警察局により発行される調書は、本条の目的のため、発行の日から70日以内の期間、第60条及び第62条に規定される身分証明書に代わる。

第 2 項 本条に定める団体は、就業又は入学を許可された外国人の身分鑑識の資料を連邦法務局に送付し、且つ、労働契約の終了、撤回、あるいは延長、及び入学手続の停止あるいは取消、及び課程終了の事実が発生した場合には、その都度、通報を行うものとする。

第 3 項 連邦法務局は、前項に定める資料を必要に応じ、労働省移民局に伝達するものとする。

第 84 条 第82条及び第83条に規定する資料は、連邦警察局による審査のため、独自の様式により提出される。

第6章 登録の取り消し、及び回復

第1部 登録の取り消し

第 85 条 以下の場合には、外国人は連邦警察局にその登録を取り消される。

- I ブラジル国籍を取得した場合
- II 国外追放の宣告を受けた場合
- III 国家領土内よりの出国を確定的に要求し、第90条に定める帰国の権利

を明白に放棄する場合

Ⅳ 2年を超えた期間、ブラジルに不在である場合

V 一時滞在査証又は永住査証の所持者が、右査証を公用査証又は外交査証へ変更する場合

Ⅵ 1980年8月19日付法律第6815号の第99条から第101条、又は第18条及び第37条第2項の違反があった場合

Ⅶ 一時滞在者又は亡命者で、ブラジル領土内に於ける滞在期間が終了した場合

第86条 前条Ⅲに該当すると思われる場合には、外国人は、第77条に定める書類をもってその申請を通知しなければならない。又、申請書には、連邦警察局発行の身分証明書が添付されなければならない。

単項 申請が認可され、取り消しが有効となった場合には、外国人は、30日以内に国家領土から退去することを通達される。

第87条 連邦警察局は、登録の取り消しを労働省移民局に伝達する。

第2部 登録の回復

第88条 以下の該当する外国人の場合は、登録は連邦警察局によって回復することができる。

I 国外追放の宣告を受けていなくて、認可された国籍が取り消された場合、又は無効とされた場合

Ⅱ 国外追放が取り消された場合

Ⅲ 一時滞在査証又は永住査証を所持して、国家領土内に再入国した場合

第1項 国家領土内に再入国した場合には、登録の回復の申請は、再入国の日から数えて30日以内に行わなければならない。

第2項 第85条に該当する場合で、登録の取り消しにより、税制上又は財政上の負担の免除が発生した場合には、登録の回復の申請は、上記の負担を事前に履行した旨の証明書をもって審理される。

第 3 項 場合に依じ、登録の回復は、当該外国人の国家領土内に再入国した日付を記載した身分証明書の発行をも意味する。

第 4 項 外国人が国家領土内に再入国した際、以前に登録を行った連邦行政区分とは異なった連邦行政区分に居所を定める場合には、新しい身分証明書の発行は、その旨を記載してもらうため、登録の写しの請求ののち、行わなければならない。

第 5 項 異なった氏名又は国籍で、外国人がブラジルに再入国する場合には、第77条及び第80条規定の事項を遂行の後はじめ、登録の回復が行われる。

第Ⅳ編 出国、及び再入国

第 89 条 国家領土内を退去する際、外国人は連邦警察局に、旅行書類及び出入国カードを呈示しなければならない。

単項 連邦警察局は、本条に定める書類に、当該外国人が国家領土内を退去する日付を記入する。

第 90 条 永住者として登録されている外国人が、ブラジルを不在にし、前条単項に定める規定に従って記載された、国家領土内からの出国日より数えて2年以内に再入国する場合は、査証と関係なく帰国することができる。

単項 本条に規定する期間が終了して、永住者として再入国することは、新しい査証の発給によって行われる。

第 91 条 第22条Ⅰ、及びⅣからⅦに該当する。一時滞在者として登録されている外国人が、ブラジルを不在にし、連邦警察局によって発行された身分証明書に定める有効期間内に再入国する場合は、新規の査証と関係なく帰国することができる。

第 92 条 (第22条Ⅱ及びⅢに該当する)一時滞在領事査証又は観光領事査証の所持者である外国人が、ブラジルを不在にし、査証に定められた国家領土内における滞在期間内に再入国する場合は、新規の査証と関係なく帰国する

ことができる。

第 93 条 前条の規定に該当する場合には、第 89 条単項の規定に従った国家領土内に最初に入国した日付から中断せずに、滞在期間は計算される。

第 V 編 外国人に対する旅行書類

第 94 条 連邦警察局は、以下に該当する外国人に旅券を発給することができる。

- I 無国籍者及び国籍不明の者に対して
- II ブラジルにおいて、外交代表又は領事代表を有せず、その保護にあたる他国の代表も有していない国の国民に対して
- III 亡命者又は難民としてブラジルに入国を認められた者に対して
- IV 婚姻により原国籍を失ったブラジル人の配偶者、又は寡婦に対して

第 1 項 旅券の発給は、以下の機関に対する事前の諮問を必要とする。

- a) II に該当する場合には、外務省に対して
- b) III に該当する場合には、連邦法務局に対して

第 2 項 ブラジル領事当局は、IV に定める外国人に対し、国外で旅券を発給することができる。

第 95 条 自由通行許可証は、ブラジル国内においては連邦警察局により、国外においては外交使節又はブラジル領事課により、発給することができる。

単項 ブラジルで登録されている外国人に対する、国外での自由通行許可証の発給は、以下の機関の事前の審理を必要とする。

- I 一時滞在者又は永住者の場合には、連邦警察局の審理
- II 亡命者の場合には、連邦法務局の審理

第 96 条 外国人に対する旅券の有効期間及び自由通行許可証の有効期間は、右書類を発給した機関により決定される。

単項 旅券の有効期間は、法務省連邦警察局との協議の上、国家外務局の権限により、ブラジル領事当局が例外的に延長することができる。

第 97 条 外国人が国家領土内に再入国する場合には、外国人に対する旅券、又は自由通行許可証は、連邦警察局により回収される。

単項 (第22条Ⅰ及びⅡに定める) 旅行者又は一時滞在者に対し、国外のブラジル領事当局より、自由通行許可証が発給された場合には、当該所持者が国家領土内を出国する、その際、回収が行われる。

第Ⅵ編 強 制 送 還

第 98 条 不法入国又は不法滞在のため、連邦警察局から通行を受けた外国人は、以下の期間内に、国家領土内から退去しなければならない。

Ⅰ 1980年8月19日付法律第6815号第18条、第21条第2項、第24条、第26条第1項、第37条第2項、第64条、第98条から第101条第1項、又は第104条第2項、又は第105条、及び第125条Ⅱの規定に違反した場合には、8日間の延期不可能な期間内に

Ⅱ 詐欺行為が行われず、不法入国した場合には3日間の延期不可能な期間内に

第 1 項 本条に定められた期間が遵守されない場合には、連邦警察局は、外国人の迅速なる強制送還をすすめることとなる。

第 2 項 国益に好都合と判断される場合には本条Ⅰ及びⅡとは無関係に、強制送還が行われる。

第 99 条 強制送還を行う際、連邦警察局は調書を記録作成し、その写しを連邦警察局へ送付する。

第Ⅶ編 追 放

第100条 外国人の国家領土内からの追放手続は、本編に定められた規定に従い、行われる。

第101条 検察庁の機関は、法務省に対し、公文書により、詐欺罪、又は種類

のいかんを問わず、国の安全、政治の秩序又は社会秩序、国民経済、公衆道徳又は公衆衛生に反する罪を犯した外国人の有罪判決の謄本を、前科の記録書類とともに、判決ののち30日までに送付することとする。

単項 法務大臣は、本条に定める書類を受理したのち、当該外国人の追放のための審問の設置を決定する。

第102条 連邦警察局に対し、外国人の追放のための審問の設置を決定する権限は、公文書又は理由を付した要請に基づき、法務大臣に属する。

第103条 外国人の追放のための審問の設置は、判事命令によって開始される。

第1項 追放の手續をとられている者は、最低2日前には前もって、審問の設置、及び審問が行われる日時について、通達される。

第2項 追放の手續をとられている者が不在の場合には、10日間の期間をもって、2度にわたり、審問行為をすべて記載した、連邦官報の公示により通達される。

第3項 追放の手續をとられている者が拘留されている場合には、出頭は、その主務当局に請求される。

第4項 追放の手續をとられている者は出頭し、本人と資格照合され、審問され、身分証明され、写真をとられる。その際、当該人には、弁護人を指定し、提出したい証拠書類を列挙する機会が与えられる。

第5項 追放の手續をとられている者が出頭しない場合には、本人との資格照合は間接的に行われる。

第6項 以下に該当する場合で、担当の弁護人を不適格であると思う場合には、追放の手續をとられている者は、信用のおける他の弁護人と交替してもらう権利を有する。

I 追放の手續をとられている者が、弁護人を指定していない場合

II 指名された弁護人が、弁護をひきうけない場合。

III 個人的に、又は公示によって通達され、追放の手續をとられている者が、第4項に定める事項に出頭しない場合

第7項 前項に定める事項が行われた後、追放の手續をとられている者及

びその弁護人に対して、公文書発効の日から数えて6日間の期間内にのみ、異議の提出のため、文書保管所の調書の閲覧が許される。

第8項 審理の後、12日以内に、本書類は、最終的な報告書を添付して、連邦法務局へ送付される。

第104条 国家の治安、政治的秩序又は社会的秩序、国民経済に反する場合、並びに麻薬あるいは、物理的従属又は心理的従属を強いる物質の売買及び所有、又はその不法な使用の便宜をはかる行為、又は外国人に関する法に特定められた禁止事項に対する違反の場合は、審査は簡略化し、15日の期間を超えないものとする。前条に定める手続は、その期間が半分に短縮されるが、追放の手続をとられている者に対して、保証される。

第105条 審査が行われ、それぞれに相応した手続がとられた後、連邦法務局は、意見書を添付して、審査書類を法務省へ送付する。法務省は、右書類を共和国大統領に提出し、その決定をおおぐ。

第106条 国外追放の令が発令された場合には、法務省連邦警察局は、追放の手続をとられている者の資格に関する資料を外務省領事法務局へ送付する。

第107条 第104条の規定に該当する場合には、連邦官報に追放の命令が公示された日より起算して10日の期間内に再審の請求を行うことができる。

第1項 共和国大統領への申請には、事実及び権利の根拠についての記載がなされ、それぞれの証拠が添付される。右書類は、法務省連邦法務局へ提出される。

第2項 申請を受理した連邦法務局は、上記書類の該当性、根拠に関する意見書を作成し、法務省へ送付する。法務省は、共和国大統領の決定をおおぐ。

第108条 国外追放を執行する際、連邦警察局は、その記録を作成し、右書類の写しを連邦法務局へ送付する。

第109条 法務大臣の指定する場所に、監視つきの自由の状態で滞在している外国人は、連邦警察局によって定められた行動規範を守るものとする。

第Ⅶ編 犯罪人引渡し

第110条 以下の事項は、法務省の決定に基づき、連邦警察局の権限に属する。

- I 当該犯罪人の入獄を執行すること。
- II 犯罪人の引渡しが認証され、請求国へ引渡すこと。

単項 犯罪人の引渡しに関する書類が作成され、連邦法務局へ右書類の写しを送付される。

第Ⅷ編 外国人の権利、及び義務

第111条 一時滞在者の条件で入国した外国人は、契約の規定内で、査証の発給の際に契約を行った会社に対する活動のみを行うことができる。

第1項 外国人が、契約を結んだ会社の規定に従った活動を実施する場合には、その根拠を記載した申請書を通じて、連邦法務局へ認可申請がなされなければならない。以下の書類とともに審理される。

- I 一時滞在者としての登録証明書
- II 領事査証発給の根拠となった契約書の写し
- III 当該申請者が他企業の仕事に従事する場合には、当該者が最初に契約を結んだ会社の明白な同意書
- IV 企業主が、契約者の入国に関する責任を負うことを記載した、新しい会社との雇用契約書

第2項 認可申請については、労働省移民局に諮問される。

第3項 本条に定める認可は、例外的な場合及び動機がある場合にのみ、行われる。

第112条 特定の職業活動を特定地域に定住して行うために、国家領土に、永住者の資格で入国してきた外国人は、査証の発給又は変更の行われた際に定められた期間内に、住所及び職業活動を変更し、あるいは上記地域外で活動することはできない。

第 1 項 本条に定める条件は、必要に応じ、法務省連邦法務局が、労働省移民局に諮問した上で、認可する場合には、例外的な場合にのみ、変更することができる。

第 2 項 前項に該当する場合には、当該外国人の申請は、申し立て理由の証明書が添付され、審理される。

第 113 条 前条に定める例外的事項が適当であるか否か審議する際、労働省移民局は、当該外国人の在住地の労働市場、及び移転予定地の労働市場を考慮する。

第 114 条 第 81 条の規定に従い、登録済の外国人は、連邦警察局に対し、その居所、又は住所の変更を通知しなければならない。

第 115 条 登録記載されたものとは異なる国籍を取得する外国人は、第 80 条に定める登録書類に、修正又は新国籍の登録を余白に書き加えることを請求しなくてはならない。

第 116 条 ブラジルに観光客、又は通過者の条件で入国した外国人は、ブラジルの港湾で乗員となることを禁じる。但し、自国籍船で航海に支障をきたし、輸送会社又はその代理店の申請に基づき、連邦警察局が許可したものについてはこの限りでない。

単項 以下の場合には、外国人が乗組員として乗船することは、許可されない。

Ⅰ 自国籍船以外の船と雇用契約を結んだ場合

Ⅱ 雇用契約中に、ブラジルの港湾において契約が消滅する旨の条項がある場合

Ⅲ 雇用される船舶が、ブラジル海域を離れる前、他の港湾に寄港しなければならない場合

第 117 条 外国人が、文化・宗教、レクリエーション、慈善、又は社会事業の目的で結社を作り、社交、運動クラブ、及びその他同様目的の団体に加入し、国の祭日又は愛国的行事の記念集会に参加することは、合法とされる。

第 1 項 本条に規定する団体が、半数を超える外国人会員によって構成さ

れている場合には、法務大臣の許可のある場合に限り、活動することができる。

第 2 項 前項に定める許可の申請は、以下の書類とともに、連邦法務局を通じて、法務大臣へ提出される。

- I 規約の認証済みの写し
- II その団体の意義の表示
- III 管理運営委員の氏名、性別、国籍、年齢、及び既婚未婚の別、及び右団体の法的な形態、法律外の形態
- IV 右団体の本部、及び集会又は業務の実施を常時行っている場所の名称
- V 会員の氏名リスト、及びその国籍のリスト
- VI 会員及び指導者が外国人である場合には、第58条に定める登録の証明書
- VII 新聞、雑誌、会報及びその他広報機関の名称、本部、幹部又は責任者のリスト

第 3 項 前条にあげる定款又は運営形態、本部及びその住所のいかなる変更をも、30日以内に連邦法務局に報告しなければならない。

第118条 連邦法務局は、運営を許可された団体を記録するために、特別な記録簿を作成し、保管する。以後の変更は、余白に書き加えられる。

第 X 編 帰 化

第119条 帰化を希望する外国人は、氏名、出生地、国籍、両親の氏名、性別、未婚・既婚の別、生年月日、職業、ブラジル及び外国において過去に居住した場所、1980年8月19日付法律第6815号第112条VIIに定める要件を満たすか否かの別、氏名のポルトガル語への翻訳あるいは適合の希望の有無を申告の上、以下書類をもって、申請を行わなければならない。

- I 永住外国人身分証明書の認証済みの写し
- II ブラジルにおいて最低4年間居住した旨の警察証明書
- III ブラジルにおける居住地の然るべき機関の発行する警察無犯罪証明書

Ⅳ 当該人の生活及び家族の生活を維持するに足る財産証明，あるいは就業証明書

Ⅴ 肉体的及び精神的健康に関する公的証明書

Ⅵ 場合に応じ，1980年8月19日付法律第6815号第113条の条件を満たしている旨の証明書

Ⅶ 本条第2項b，cに定める条件に該当する場合を除き，所得税支払義務を果たした旨の証明

第1項 身分証明書中に帰化申請者の資格に関する記載漏れがある時にはいかなる場合であっても，それを証明するその他の公的証明書を提出しなければならない。

第2項 帰化申請者が以下に該当する場合には，Ⅳに定める条件を満たすものとする。

a 恩給の給付を受けている場合

b 25才以下の学生で，父兄又は保護者に依存している場合

c 配偶者がブラジル人の場合，あるいは食生活を保証する法的義務を満足するに足る資産の所有者である父兄又は子により，生計が維持される場合

第3項 帰化のために継続して4年間，居住することが要求される場合でも，法務大臣の定める基準に合致する目的を有する場合，及び期間の合計が18ヶ月を超えない場合は，帰化申請者の外国旅行の承認を妨げるものではない。

第4項 以下に該当する場合には，本条Ⅱに定める居住要件を免除し，ブラジルにおける滞在は30日のみにて足りるものとする。

a) 現役のブラジル外交官と5年以上結婚している外国人配偶者

b) ブラジルの外交使節，又は領事公館の使用人で，10年以上継続して勤務する外国人

第5項 2年以上ブラジルに居住する外国人は，本条のⅤに定める規定を要求されない。

第 6 項 ポルトガル人に対しては、本条Ⅳの規定は要求されず、又、Ⅱに関しては、1年間継続的に居住するのみにて足りるものとする。

第 7 条 帰化の申請は、申請人により署名されるものとするが、ポルトガル人の場合は特別に権限を有する代理人によってなされることができる。

第 120 条 5才までにブラジルに入国を認められた外国人で、国家領土内に確定的に定住した者は、成年に達した後2年までに、以下の書類をもって、帰化の申請を行うことができる。

Ⅰ 永住外国人身分証明書

Ⅱ 入国後、継続してブラジルに定住したことを証明する警察当局の証明書

Ⅲ ブラジルにおける居住地の警察による、無犯罪証明書

第 121 条 出生後5年以内にブラジルに入国を認められた外国人で、国家領土内に確定的に定住した者は、未成年者であっても、その決定代理人を通じ、以下の書類をもって、仮帰化証明書の発給を申請することができる。

Ⅰ 国家領土内に入国した日付を証明するもの

Ⅱ 永住者資格の証明書

Ⅲ 出生証明書、又はそれに代る書類

Ⅳ 国籍証明書

Ⅴ 18才以上の者の場合には、ブラジルにおける居住地の警察による無犯罪証明書

第 122 条 前条に定める帰化者で、継続してブラジル人であることを希望する旨の意志を確認しようとする者は、以下の書類をもって成年に達した後2年以内に、法務省に対し、その旨の意志表示をしなければならない。

Ⅰ 身分証明書の原本証明付写

Ⅱ 仮帰化証明書

第 123 条 成年に達する前にブラジルに定住し、ブラジルの教育施設で高等教育の課程を終了した外国人は、上記課程終了後1年までに以下の書類をもって、帰化の申請を行うことができる。

Ⅰ 永住外国人証明書

Ⅱ 入国後，継続してブラジルに居住した旨の警察証明書

Ⅲ ブラジルにおける居住地の警察による無犯罪証明書

第124条 第119条第4項 a) 及び b) に該当する外国人は，以下の書類をもって帰化申請を行わなければならない。

I a) に該当する場合には，ブラジル政府により正式に認められた婚姻証明書

Ⅱ b) に該当する場合には，帰化申請者の職務態度が好ましく，10年以上継続して勤務し，帰化を推せんする旨の外務省発行の証明書

Ⅲ いずれの場合にも，申請者が海外に滞在している場合には，さらに，

a) 原本証明付き身分証明書の写し。あるいはポルトガル語によるものでない場合には公式にポルトガル語に翻訳されたもの

b) 30日間ブラジルに滞在した旨の証明書

c) ブラジルで健康診断を受診できない場合には，ブラジルの領事当局指定の医師による肉体的及び精神的に健康であることの証明書

d) ブラジルで外国人登録を行っていない場合，あるいは，国家領土内において外国人登録を行ったことを証明し得ない場合には，居住地の然るべき機関もしくはブラジル領事団による指紋登録書3通

単項 ブラジル人の配偶者で，外交官になる以前に婚姻が行われた場合には，I に定める事項は必要としない。

第125条 法務省に対して行われる第119条，第120条，第122条及び第123条に係る申請は，地元の連邦警察局機関に提出される。

第1項 第121条に該当する場合には，本条第3項に定める手続を免除し，申請は直接連邦法務局に対し行うことができる。

第2項 第124条に該当する場合には，申請は，ブラジルの領事当局に対し行うことができる。領事当局は，本条の目的のため，右申請を外務省を通じ，連邦法務局に送付する。

第3項 連邦警察局機関は，申請の審査に際し，

I 帰化申請者の指紋登録カードを，国家身分証明協会に送付し，前科登録

カードの送付を要請する。

Ⅱ 当該申請者の素行調査を行う。

Ⅲ 帰化の適否につき、意見を述べる。

Ⅳ 帰化人としての条件を考慮し、ポルトガル語の読み書きができるか否かを確認する。

V 所定様式による訊問調書を別に添付する。

第 4 項 前項Ⅰに掲げる要請は、30日以内に措置される。

第 5 項 前歴証明書の有無にかかわらず、審査は90日以内に終了されねばならず、90日を超えた場合には、担当の公僕は遅えんの責任、その罪を問われる。上記の場合、審査は連邦法務局へまわされる。

第126条 申請受理後、帰化申請者がそれぞれの場合に応じて、1980年8月19日付法律第6815号第112条又は第116条の条件のいずれかを満たさない場合には、連邦法務局は上記申請の保留を決定する。

第 1 項 申請保留の決定に対しては、官報公示の日から30日以内に再審請求ができる。

第 2 項 申請保留が継続中の場合は、法務大臣に対し、前項規定の期間内に上訴することができる。

第127条 前条の規定に該当しない場合、あるいは、上訴は受理されているが、帰化を与える旨の最終決定がなされていない場合には、連邦法務局長は、必要と判断すれば、その他の措置を決定することができる。

第 1 項 連邦法務局は、申請者に対し、定められた期間内に当該人のとるべき措置について通知する。

第 2 項 申請者が定められた期間内に右措置をとらない場合、もしくはその不履行を正当化し得ない場合には、申請は保留され、第119条に定める事項を満足しない限り、再び審議されることはない。

第 3 項 上記措置が申請者によりとられるべきものでない場合には、右措置を請求された機関は、30日以内にその職員の責任においてこれを実施しなければならない。

第128条 帰化の省令が官報に公示された後、連邦法務局は、各帰化申請者に対し、証明書を発行する。

第1項 証明書は、帰化申請者が居住する都市の連邦裁判所判事に送付され、個人又は集団の人々の参加する公的儀式において手交される。判事は儀式の意味、当該人の義務及び権利につき述べるものとする。

第2項 連邦裁判所判事が2人以上存在する地域では、証明書の手交は、第一法廷の判事によってなされる。

第3項 帰化申請者が居住する都市に連邦裁判所判事がない場合には、証明書の手交は、当該司法区の普通裁判所判事を通じて行われ、同判事を欠く場合には、最も近い司法区の普通裁判所判事により行われる。

第4項 帰化申請者は、申請審議中に、その住所を変更した場合には、新たに居住することとなった都市の然るべき判事より、証明書が手交される様、要求することができる。

第129条 証明書の手交は、判事及び申請者が署名する法廷記録に記載され、右記録には以下の内容が記載されなければならない。

I その条件に従い、憲法のある箇所を読むことにより、ポルトガル語の知識を証明する。

II 前の国籍を放棄する旨を明示的に宣言する。

III ブラジル人としての義務を履行する旨の誓約。

第1項 ポルトガル人の帰化者には、本条Iの規定は適用しない。

第2項 証明書には、誓約を行った日付及び右記録作成の情状が記載される。

第3項 判事は、連邦法務局に対し、証明書手交の日付を通知する。

第4項 連邦法務局は、証明書の手交をその記録簿に記載した後、直ちに、徴兵登録機関及び連邦警察局に対し、帰化の承認を通知する。

第130条 第121条及び第122条に該当する場合には、帰化証明書は、直接連邦法務局により、あるいは連邦警察局の地方機関を通じ、場合に応じて、帰化申請者又はその法的代理人に、受領書と交換に手交される。

第131条 第124条に該当する場合には、帰化証明書は、前条の規定が遵守された上で、当該人の居住する国のブラジル外交団又は領事団の長により、手交されることができる。

第132条 帰化は、帰化申請者が公示の日より起算して12カ月の期間内に証明書を請求しない場合には無効となる。但し、法務大臣により然るべく認められた止むを得ない理由のある場合には、この限りではない。

単項 本条に定める期間が経過した場合、証明書は、保管のため、連邦法務局長宛に返却されなければならない。保管に際しては、右記録中に情状が記載される。

第133条 帰化申請により開始される審議は、第129条から第131条に定める証明書手交式をもって終了する。

第1項 帰化手続の進行中、いかなる者も根拠を付して行う限り、帰化に対して異議を申し立てることができる。

第2項 異議は、法務大臣宛に、書面をもって行われ、その審査結果が判明するまで、帰化手続は保留される。

第134条 証明書の手交は、帰化承認の条件に変更があった場合には、連邦政府当局又は州政府当局により保留される。

第Ⅱ編 違反審査の手続き

第135条 1980年8月19日付法律第6815号第125条に定める罰金刑に該当する違反は、行政手続きで審査されるものとし、当該調書を基準とする。

第136条 違反の調書を作成する権限は、本規則に定める機関の担当者に属する。

第1項 調書には、違反及びその罰に関し、詳細に記載しなければならない。

第2項 調書は作成担当者が署名した後、違反者又は調書作成に同席したその法定代理人の署名が付される。

第 3 項 違反者又はその法定代理人が調書に署名できない場合、あるいは希望しない場合には、その事実は調書に記載される。

第137条 違反調書作成後、違反者は通知を受けた日から5週日以内に答弁書を提出するよう、通知される。

単項 上記期限が終了し、答弁書提出の有無が確認された後、審議が行われ、違反者は判決を通知される。

第138条 罰則に処する旨の決定に対し、その通知のあった日より起算して5日以内に、直近上位の機関に上訴することができる。

第 1 項 上訴は、上訴者が現行貨幣により適用された罰金を寄託するか、あるいは保釈金又は適当な保証金を支払った場合にのみ、許可される。

第 2 項 上訴が受理され、被上訴人より情報が提供された後、3週日以内に、訴訟は、直近上位の機関に持ち込まれる。

第 3 項 最終決定が下された後、訴訟は、以下の目的のために3週日以内に最初の機関に戻される。

I 上訴が認められた場合には、保釈金、保証金としての寄託金を返却することを許可する。

II 上訴が却下された場合には、罰金を国庫に納入することを許可する。

第139条 上訴が行われない場合、又は上訴が認められない場合には、債務の審議及び登録のため、訴訟は大蔵省徴税局に持ち込まれる。

第140条 違反者の国家領土内からの退去は、訴訟手続きを妨げるものではない。

第141条 雇用者が、違法の状態にある外国人、又は報酬を伴う活動を行うことを禁じられた外国人を就業させていることが、労働者により確認された場合には、その事実は然るべき措置がとられる様、法務省連邦警察局に通報される。

第Ⅻ編 国家移住審議会

第142条 労働省所管の合同審議機関がある、国家移住審議会は、本部を連邦

首都に置く。

第143条 国家移住審議会は、審議会を主催する労働省の代表1名の他、法務省の代表1名、外務省の代表1名、農務省の代表1名、保健省の代表1名、商工省の代表1名、及び国家科学技術開発審議会の代表1名により構成され、上記構成員はすべて、各国務大臣の指名により、共和国大統領が任命する。

単項 国家安全保障審議会事務局長は、国家移住審議会に1名のオブザーバーを継続派遣する。

第144条 国家移住審議会は以下の権限を有する。

I 移住活動の指導・調整

II 移住政策立案のための目標の設定

III 国家経済の諸分野への専門的労働力の供給、及び特定分野における人的資源の確保をふまえた、移住者選考基準の設定

IV 移住の問題点に関する研究の促進

V 1980年8月19日付法律第6815号第18条に掲げる地域の決定、及び個々の地域における移住計画の設定

VI 永住又は一時滞在許可を目的とした、外国人の熟練労働力の必要性に関する定期的論文の発行

VII 移住許可に関する疑問の解消、及び義務不履行の解決

VIII 連邦政府機関により提出される、移住関係法改正についての意見の具申

IX 労働大臣により認下される内部規定の策定

単項 国家移住審議会の決定は、議決により確定される。

第145条 本法令は、公布の日に発効する。

ブラジル 1981年12月10日

独立第160年、及び共和国第93年

ジョアン・フィゲイレード

イブラヒン・アビ・アケル

R. S. ゲレイロ

ムリロ・マセド

ウォルディール・メンデス・アルコベルデ

ダニロ・ヴェンテウリニ

原 文

(LEI No. 6815 de 19 de agosto de 1980)

原文は1980年8月19日付法律第6815と1981年12月9日付法律第6964号にて改正されたものとの全文である。したがって翻訳に関して、その改正条項には*印を付したが、次のように翻訳文と原文との条項に変更が生じた。

1. 1980年8月19日付法律第6815号の第35条の後に第36条を追加し、その後の各条の番号は順送りとする。
2. 1980年8月19日付法律第6815号の現行第132条の後に第134条を追加し、その後の各条の番号を順送りとする。
3. 1980年8月19日付法律第6815号に第138条及び第139条を追加する。
4. 1980年8月19日付法律第6815号の第136条は分割され条文第140条及び第141条とする。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities.

2. It is essential to ensure that all data is entered correctly and consistently to avoid any discrepancies or errors.

3. Regular audits and reviews should be conducted to verify the accuracy and integrity of the information.

4. The use of standardized procedures and protocols is crucial for maintaining the reliability of the data.

5. It is also important to ensure that all personnel involved in the process are properly trained and informed.

6. The final part of the document provides a summary of the key points and recommendations for future actions.

7. The document concludes with a statement of commitment to maintaining the highest standards of accuracy and transparency.

LEI Nº 6.815, de 19 de agosto de 1930.

Define a situação jurídica do estrangeiro no Brasil, cria o Conselho Nacional de Imigração e dá outras providências.

O P R E S I D E N T E D A R E P U B L I C A

Faço saber que o Congresso Nacional decreta e eu sanciono a seguinte Lei:

Art. 1º - Em tempo de paz, qualquer estrangeiro poderá, satisfeitas as condições desta Lei, entrar e permanecer no Brasil e dele sair, resguardados os interesses nacionais.

TÍTULO I

DA APLICAÇÃO

Art. 2º - Na aplicação desta Lei atender-se-á principalmente à segurança nacional, à organização institucional, aos interesses políticos, sócio-econômicos e culturais do Brasil, bem assim à defesa do trabalhador nacional.

Art. 3º - A concessão do visto, a sua prorrogação ou transformação ficarão sempre condicionadas aos interesses nacionais.

TÍTULO II

DA ADMISSÃO, ENTRADA E IMPEDIMENTO

CAPÍTULO I

Da Admissão

Art. 4º - Ao estrangeiro que pretenda entrar no território brasileiro poderá ser concedido visto:

- I - de trânsito;
- II - de turista;
- III - temporário;
- IV - permanente;
- V - de cortesia;
- VI - oficial; e
- VII - diplomático.

Parágrafo único - O visto é individual e sua concessão poderá estender-se a dependentes legais, observado o disposto no artigo 7º.

Art. 5º - Serão fixados em regulamento os requisitos para a obtenção dos vistos de entrada previstos nesta Lei.

Art. 6º - A posse ou a propriedade de bens no Brasil não confere ao estrangeiro o direito de obter visto de qualquer natureza, ou autorização de permanência no território brasileiro.

Art. 7º - Não se concederá visto ao estrangeiro:

- I - menor de dezoito anos, desacompanhado do responsável legal ou sem a sua autorização expressa;
- II - considerado nocivo à ordem pública ou aos

interesses nacionais;

III - anteriormente expulso do País, salvo se a expulsão tiver sido revogada;

IV - condenado ou processado em outro país por crime doloso, passível de extradição segundo a lei brasileira; ou.

V - que não satisfaça as condições de saúde estabelecidas pelo Ministério da Saúde.

Art. 89 - O visto de trânsito poderá ser concedido ao estrangeiro que, para atingir o país de destino, tenha de entrar em território brasileiro.

§ 19 - O visto de trânsito é válido para uma estada de até dez dias improrrogáveis e uma só entrada.

§ 29 - Não se exigirá visto de trânsito ao estrangeiro em viagem contínua, que só se interrompa para as escalas obrigatórias do meio de transporte utilizado.

Art. 99 - O visto de turista poderá ser concedido ao estrangeiro que venha ao Brasil em caráter recreativo ou de visita, assim considerado aquele que não tenha finalidade migratória, nem intuito de exercício de atividade remunerada.

Art. 10 - Poderá ser dispensada a exigência de visto, prevista no artigo anterior, ao turista nacional de país que dispense ao brasileiro idêntico tratamento.

Parágrafo único - A reciprocidade prevista neste artigo será, em todos os casos, estabelecida mediante acordo internacional, que observará o prazo de estada do turista fixado nesta Lei.

Art. 11 - A empresa transportadora deverá verificar, por ocasião do embarque, no exterior, a documentação exigida, sendo responsável, no caso de irregularidade apurada no momento da entrada, pela saída do estrangeiro, sem prejuízo do disposto no artigo 124, item VI.

Art. 12 - O prazo de estada do turista será de até noventa dias.

Parágrafo único - O prazo poderá ser reduzido, em cada caso, a critério do Ministério da Justiça.

Art. 13 - O visto temporário poderá ser concedido ao estrangeiro que pretenda vir ao Brasil:

I - em viagem cultural ou em missão de estudos;

II - em viagem de negócios;

III - na condição de artista ou desportista;

IV - na condição de estudante;

V - na condição de cientista, professor, técnico ou profissional de outra categoria, sob regime de contrato ou a serviço do Governo brasileiro; e

VI - na condição de correspondente de jornal, revista, rádio, televisão ou agência noticiosa estrangeira.

Art. 14 - O prazo de estada no Brasil, nos casos

dos Itens II e III do artigo 13, será de até noventa dias, e, nos demais, salvo o disposto no parágrafo único deste artigo, o correspondente à duração da missão, do contrato, ou da prestação de serviços, comprovada perante a autoridade consular, observado o disposto na legislação trabalhista.

Parágrafo único - No caso do item IV do artigo 13 o prazo será de até um ano, prorrogável, quando for o caso, mediante prova do aproveitamento escolar e da matrícula.

Art. 15 - Ao estrangeiro referido nos itens III ou V do artigo 13 só se concederá o visto se satisfizer as exigências especiais estabelecidas pelo Conselho Nacional de Imigração e for parte em contrato de trabalho, visado pelo Ministério do Trabalho, salvo no caso de comprovada prestação de serviço ao Governo brasileiro.

Art. 16 - O visto permanente poderá ser concedido ao estrangeiro que pretenda se fixar definitivamente no Brasil.

Parágrafo único - A imigração objetivará, primordialmente, propiciar mão-de-obra especializada aos vários setores da economia nacional, visando ao aumento da produtividade, à assimilação de tecnologia e à captação de recursos para setores específicos.

Art. 17 - Para obter visto permanente o estrangeiro deverá satisfazer, além dos requisitos referidos no artigo 59, as exigências de caráter especial previstas nas normas de seleção de imigrantes estabelecidas pelo Conselho Nacional de Imigração.

Art. 18 - A concessão do visto permanente poderá ficar condicionada, por prazo não superior a cinco anos, ao exercício de atividade certa e à fixação em região determinada do território brasileiro.

Art. 19 - O Ministério das Relações Exteriores definirá os casos de concessão, prorrogação ou dispensa dos vistos diplomáticos, oficial e de cortesia.

Art. 20 - Pela concessão de visto cobrar-se-ão emolumentos consulares, ressalvados:

I - os regulados por acordos que concedam gratuidade;

II - os vistos de cortesia, oficial ou diplomático;

III - os vistos de trânsito, temporário ou de turista, se concedidos a titulares de passaporte diplomático ou de serviço.

Parágrafo único - A validade para a utilização de qualquer dos vistos é de noventa dias, contados da data de sua concessão, podendo ser prorrogada pela autoridade consular uma só vez, por igual prazo, cobrando-se os emolumentos devidos.

Art. 21 - Ao natural de país limítrofe, do-ci-

liado em cidade contígua ao território brasileiro, respeitados os interesses da segurança nacional, poder-se-á permitir a entrada nos municípios fronteiriços a seu respectivo país, desde que apresente prova de identidade.

§ 1º - Ao estrangeiro, referido neste artigo, que pretenda exercer atividade remunerada ou freqüentar estabelecimento de ensino naqueles municípios, será fornecido documento especial que o identifique e caracterize a sua condição, e, ainda, carteira de trabalho e previdência social, quando for o caso.

§ 2º - Os documentos referidos no parágrafo anterior não conferem o direito de residência no Brasil, nem autorizam o afastamento dos limites territoriais daqueles municípios.

CAPÍTULO II

Da Entrada

Art. 22 - A entrada no território brasileiro far-se-á somente pelos locais onde houver fiscalização dos órgãos competentes dos Ministérios da Saúde, da Justiça e da Fazenda.

Art. 23 - O transportador ou seu agente responderá, a qualquer tempo, pela manutenção e demais despesas do passageiro em viagem contínua ou do tripulante que não estiver presente por ocasião da saída do meio de transporte, bem como pela retirada dos mesmos do território brasileiro.

Art. 24 - Nenhum estrangeiro procedente do exterior poderá afastar-se do local de entrada e inspeção sem que o seu documento de viagem e o cartão de entrada e saída hajam sido visados.

Art. 25 - Não poderá ser resgatado no Brasil, sem prévia autorização do Ministério da Justiça, o bilhete de viagem do estrangeiro que tenha entrado no território brasileiro na condição de turista ou em trânsito.

CAPÍTULO III

Do Impedimento

Art. 26 - O visto concedido pela autoridade consular configura mera expectativa de direito, podendo a entrada, a estada ou o registro do estrangeiro ser obstado ocorrendo qualquer dos casos do artigo 7º, ou a inconveniência de sua presença no território brasileiro, a critério do Ministério da Justiça.

§ 1º - O estrangeiro que se tiver retirado do País sem recolher a multa devida em virtude desta Lei, não poderá reentrar sem efetuar o seu pagamento, acrescido da correção monetária.

§ 2º - O impedimento de qualquer dos integrantes

da família poderá estender-se a todo o grupo familiar.

Art. 27 - A empresa transportadora responde, a qualquer tempo, pela saída do clandestino e do impedido.

Parágrafo Único - Na impossibilidade da saída imediata do impedido ou do clandestino, o Ministério da Justiça poderá permitir a sua entrada condicional, mediante termo de responsabilidade firmado pelo representante da empresa transportadora, que lhe assegure a manutenção, fixados o prazo de estada e o local em que deva permanecer o impedido, ficando o clandestino custodiado pelo prazo máximo de trinta dias, prorrogável por igual período.

TÍTULO III DA CONDIÇÃO DE ASILADO

Art. 28 - O estrangeiro admitido no território brasileiro na condição de asilado político ficará sujeito, além dos deveres que lhe forem impostos pelo Direito Internacional, a cumprir as disposições da legislação vigente e as que o Governo brasileiro lhe fixar.

Art. 29 - O asilado não poderá sair do País sem prévia autorização do Governo brasileiro.

Parágrafo Único - A inobservância do disposto neste artigo importará na renúncia ao asilo e impedirá o regresso nessa condição.

TÍTULO IV DO REGISTRO E SUAS ALTERAÇÕES CAPÍTULO I Do Registro

Art. 30 - O estrangeiro admitido na condição de permanente, de temporário (art. 13, itens I, e de IV a VI), ou de asilado é obrigado a registrar-se no Ministério da Justiça, dentro dos trinta dias seguintes à entrada ou à concessão do asilo e a identificar-se pelo sistema datiloscópico, observadas as disposições regulamentares.

Art. 31 - O nome e a nacionalidade do estrangeiro, para o efeito de registro, serão os constantes do documento de viagem.

Art. 32 - O titular de visto diplomático, oficial ou de cortesia, acreditado junto ao Governo brasileiro ou cujo prazo previsto de estada no País seja superior a noventa dias, deverá providenciar seu registro no Ministério das Relações Exteriores.

Parágrafo Único - O estrangeiro titular de passaporte de serviço, oficial ou diplomático, que haja entrado no Brasil ao amparo de acordo de dispensa de visto, deverá, igualmente, proceder ao registro mencionado neste artigo sempre que

sua estada no Brasil deva ser superior a noventa dias. -

Art. 33 - Ao estrangeiro registrado será fornecido o documento de identidade.

Parágrafo único - A emissão de documento de identidade, salvo nos casos de asilado ou de titular de visto de cortesia, oficial ou diplomático, está sujeita ao pagamento da taxa prevista na tabela de que trata o artigo 130.

CAPÍTULO II

Da Prorrogação do Prazo de Estada

Art. 34 - Ao estrangeiro que tenha entrado na condição de turista, temporário ou asilado e aos titulares de visto de cortesia, oficial ou diplomático, poderá ser concedida a prorrogação do prazo de estada no Brasil.

Art. 35 - A prorrogação do prazo de estada do turista não excederá a noventa dias, podendo ser cancelada a critério do Ministério da Justiça.

CAPÍTULO III

Da Transformação dos Vistos

Art. 36 - O titular do visto de que trata o artigo 13, item V, poderá obter transformação do mesmo para permanente (art. 16), satisfeitas as condições previstas nesta Lei e no seu Regulamento.

Parágrafo único - Na transformação do visto poderá aplicar-se o disposto no artigo 18.

Art. 37 - É vedada a legalização da estada de clandestino e de irregular, e a transformação em permanente, dos vistos de trânsito, de turista, temporário (art. 13, itens I a IV e VI) e de cortesia.

Art. 38 - O titular de visto diplomático ou oficial poderá obter transformação desses vistos para temporário (artigo 13, itens I a VI) ou para permanente (art. 16), ouvido o Ministério das Relações Exteriores, e satisfeitas as exigências previstas nesta Lei e no seu Regulamento.

Parágrafo único - A transformação do visto oficial ou diplomático em temporário ou permanente importará na cessação de todas as prerrogativas, privilégios e imunidades decorrentes daqueles vistos.

Art. 39 - A solicitação da transformação do visto não impede a aplicação do disposto no artigo 56, se o estrangeiro ultrapassar o prazo legal de estada no território brasileiro.

Parágrafo único - Do despacho que denegar a transformação do visto, caberá pedido de reconsideração na forma da Lei em Regulamento.

Art. 40 - A transformação de vistos de que tratam os artigos 36 e 38 ficará sem efeito, se não for efetuada o registro no prazo de noventa dias, contados da publicação, no Diário Oficial, do deferimento do pedido.

Art. 41 - O titular de quaisquer dos vistos definidos nos artigos 89, 99, 10, 11 e 16 poderá ter os mesmos uniformados para oficial ou diplomático.

CAPÍTULO VI

Da Alteração de Assentamentos

Art. 42 - O nome do estrangeiro, constante do registro (art. 30), poderá ser alterado:

- I - se estiver comprovadamente errado;
- II - se tiver sentido pejorativo ou expuser o titular ao ridículo; ou
- III - se for de pronúncia e compreensão difíceis e não puder ser traduzido ou adaptado à prosódia da língua portuguesa.

§ 1º - O pedido de alteração de nome deverá ser acompanhado com a documentação prevista em Regulamento e será sempre objeto de investigação sobre o comportamento do requerente.

§ 2º - Os erros materiais no registro serão corrigidos no da officio.

§ 3º - A alteração decorrente de desquite ou divórcio obtido em país estrangeiro dependerá de homologação, no Brasil, da sentença respectiva.

§ 4º - Poderá ser averbado no registro o nome usado pelo estrangeiro como firma comercial registrada ou em qualquer atividade profissional.

Art. 43 - Compete ao Ministro da Justiça autorizar a alteração de assentamentos constantes do registro de estrangeiro.

CAPÍTULO V

Da Atualização do Registro

Art. 44 - A Junta Comercial, ao registrar firma que participe estrangeiro, requererá ao Ministério da Justiça os dados de identificação do estrangeiro e os do seu documento de identidade emitido no Brasil.

Parágrafo único - Tratando-se de sociedade anônima a providência é obrigatória em relação ao estrangeiro que atua na condição de administrador, gerente ou diretor.

Art. 45 - Os Cartórios de Registro Civil remeterão, mensalmente, ao Ministério da Justiça cópia dos registros de casamento e de óbito de estrangeiro.

Art. 46 - O estabelecimento hoteleiro, a empresa imobiliária, o proprietário, locador, sublocador ou locatário imóvel e o síndico de edifício remeterão ao Ministério da Justiça os dados de identificação do estrangeiro admitido na condição de hóspede, locatário, sublocatário ou morador.

Art. 47 - Salvo o disposto no § 1º do artigo 21, admissão de estrangeiro a serviço de entidade pública ou privada, ou a matrícula em estabelecimento de ensino de qualquer grau, só se efetivará se o mesmo estiver devidamente registrado (art. 30).

Parágrafo único - As entidades, a que se refere o artigo remeterão ao Ministério da Justiça, que dará conhecimento ao Ministério do Trabalho, quando for o caso, os dados de identificação do estrangeiro admitido ou matriculado e, em qualquer caso, a medida que ocorrer, o término do contrato de trabalho, sua rescisão ou prorrogação, bem como a suspensão ou cancelamento da matrícula e a conclusão do curso.

CAPÍTULO VI

Do Cancelamento e do Restabelecimento do Registro

Art. 48 - O estrangeiro terá o registro cancelado:

- I - se obtiver naturalização brasileira;
- II - se tiver decretada sua expulsão;
- III - se requerer a saída do território brasileiro em caráter definitivo, renunciando, expressamente, ao direito de retorno previsto no artigo 50;
- IV - se permanecer ausente do Brasil por prazo superior ao previsto no artigo 50;
- V - se ocorrer a transformação de visto de que trata o artigo 41;
- VI - se houver transgressão do artigo 18, artigo 36 parágrafo único, ou 98 a 100; e
- VII - se temporário ou asilado, no término do prazo de sua estada no território brasileiro.

§ 1º - O registro poderá ser restabelecido, nos casos dos itens I ou II, se cessada a causa do cancelamento, e, nos demais casos, se o estrangeiro retornar ao território brasileiro com visto de que trata o artigo 13 ou 16, ou obtiver a transformação prevista no artigo 38.

§ 2º - Ocorrendo a hipótese prevista no item III deste artigo, o estrangeiro deverá proceder à entrega do documento de identidade para estrangeiro e deixar o território brasileiro dentro de trinta dias.

§ 3º - Se da solicitação de que trata o item III deste artigo resultar isenção de ônus fiscal ou financeiro, o restabelecimento do registro dependerá, sempre, da satisfação prévia dos referidos encargos.

TÍTULO V DA SAÍDA E DO RETORNO

Art. 49 - Não se exigirá visto de saída do estrangeiro que pretender sair do território brasileiro.

§ 1º - O Ministro da Justiça poderá, a qualquer tempo, estabelecer a exigência de visto de saída, quando razões de segurança interna aconselharem a medida.

§ 2º - Na hipótese do parágrafo anterior, o ato que estabelecer a exigência disporá sobre o prazo de validade do visto e as condições para a sua concessão.

§ 3º - O asilado deverá observar o disposto no artigo 29.

Art. 50 - O estrangeiro registrado como permanente, que se ausentar do Brasil, poderá regressar independentemente de visto se o fizer dentro de dois anos.

Parágrafo único - A prova da data da saída, para os fins deste artigo, far-se-á pela anotação aposta, pelo órgão competente do Ministério da Justiça, no documento de viagem do estrangeiro, no momento em que o mesmo deixar o território brasileiro.

Art. 51 - O estrangeiro registrado como temporário, que se ausentar do Brasil, poderá regressar independentemente de novo visto, se o fizer dentro do prazo de validade de sua estada no território brasileiro.

Art. 52 - O estrangeiro titular de visto consular de turista, que se ausentar do Brasil, poderá regressar independentemente de novo visto, se o fizer dentro do prazo de estada, no território brasileiro, fixado no visto.

TÍTULO VI

DO DOCUMENTO DE VIAGEM PARA ESTRANGEIRO

Art. 53 - São documentos de viagem o passaporte para estrangeiro e o "laissez-passer".

Parágrafo único - Os documentos de que trata este artigo são de propriedade da União, cabendo a seus titulares a posse direta e o uso regular.

Art. 54 - Poderá ser concedido passaporte para estrangeiro:

I - no Brasil:

a) ao apátrida e ao de nacionalidade indefinida;

b) a nacional de país que não tenha representação diplomática ou consular no Brasil, nem representante de outro país encarregado de protegê-lo;

c) a asilado ou a refugiado, como tal admitido no Brasil;

II - no Brasil e no exterior, ao cônjuge ou à viúva de brasileiro que haja perdido a nacionalidade originária em virtude do casamento.

Parágrafo único - A concessão de passaporte, no caso da letra "b", do item I deste artigo, dependerá de prévia consulta ao Ministério das Relações Exteriores.

Art. 55 - O "laissez-passer" poderá ser concedido, no Brasil ou no exterior, ao estrangeiro portador de documento de viagem emitido por governo não reconhecido pelo Governo brasileiro, ou não válido para o Brasil.

Parágrafo único - A concessão, no exterior, de "laissez-passer" a estrangeiro registrado no Brasil como permanente, temporário ou asilado, dependerá de audiência prévia do Ministério da Justiça.

TÍTULO VII DA DEPORTAÇÃO

Art. 56 - Nos casos de entrada ou estada irregular de estrangeiro, se este não se retirar voluntariamente do território brasileiro no prazo fixado em Regulamento, será promovida sua deportação.

§ 1º - Será igualmente deportado o estrangeiro que infringir o disposto nos artigos 21 § 2º, 24, 36, parágrafo único, 97 a 100, §§ 1º ou 2º do artigo 103 ou artigo 104.

§ 2º - Desde que conveniente aos interesses nacionais, a deportação far-se-á independentemente da fixação do prazo de que trata o "caput" deste artigo.

Art. 57 - A deportação consistirá na saída compulsória do estrangeiro.

Parágrafo único - A deportação far-se-á para o país da nacionalidade ou de procedência do estrangeiro, ou para outro que consinta em recebê-lo.

Art. 58 - Não sendo apurada a responsabilidade do transportador pelas despesas com a retirada do estrangeiro, nem podendo este ou terceiro por ela responder, serão as mesmas custeadas pelo Tesouro Nacional.

Art. 59 - O estrangeiro poderá ser dispensado de quaisquer penalidade relativa à entrada ou estada irregular no Brasil ou formalidade cujo cumprimento possa dificultar a deportação.

Art. 60 - O estrangeiro, enquanto não se efetivar a deportação, poderá ser recolhido à prisão por ordem do Ministro da Justiça, pelo prazo de sessenta dias.

Parágrafo único - Sempre que não for possível, dentro do prazo previsto neste artigo, determinar-se a identidade do deportando ou obter-se documento de viagem para prover a sua retirada, a prisão poderá ser prorrogada por igual período, findo o qual será ele posto em liberdade, aplicando-se o disposto no artigo 72.

Art. 61 - Não sendo exequível a deportação ou quando existirem indícios sérios de periculosidade ou indesejabilidade do estrangeiro, proceder-se-á à sua expulsão.

Art. 62 - Não se procederá à deportação se implicar em extradição inadmitida pela lei brasileira.

Art. 63 - O deportado só poderá reingressar no território brasileiro se ressarcir o Tesouro Nacional, com correção monetária, das despesas com a sua deportação e efetuar, se for o caso, o pagamento da multa devida à época, também corrigida.

TÍTULO VIII DA EXPULSÃO

Art. 64 - É passível de expulsão o estrangeiro que, de qualquer forma, atentar contra a segurança nacional, a ordem política ou social, a tranqüilidade ou moralidade pública e a economia popular, ou cujo procedimento o torne nocivo à conveniência e aos interesses nacionais.

Parágrafo único - É passível, também, de expulsão o estrangeiro que:

- a) praticar fraude a fim de obter a sua entrada ou permanência no Brasil;
- b) havendo entrado no território brasileiro com infração à lei, dele não se retirar no prazo que lhe for determinado para fazê-lo, não sendo aconselhável a deportação;
- c) entregar-se à vadiagem ou à mendicância; ou
- d) desrespeitar proibição especialmente prevista em lei para estrangeiro.

Art. 65 - Caberá exclusivamente ao Presidente da República resolver sobre a conveniência e a oportunidade da expulsão ou de sua revogação.

Parágrafo único - A medida expulsória ou a sua revogação far-se-á por decreto.

Art. 66 - Desde que conveniente ao interesse nacional, a expulsão do estrangeiro poderá efetivar-se, ainda que haja processo ou tenha ocorrido condenação.

Art. 67 - Os órgãos do Ministério Público remeterão ao Ministério da Justiça, de ofício, até trinta dias após o trânsito em julgado, cópia da sentença condenatória de estrangeiro autor de crime doloso ou de qualquer crime contra a segurança nacional, a ordem política ou social, a economia popular, a moralidade ou a saúde pública, assim como da folha de antecedentes penais constantes dos autos.

Parágrafo único - O Ministro da Justiça, recebidos os documentos mencionados neste artigo, determinará a instauração de inquérito para a expulsão do estrangeiro.

Art. 68 - O Ministro da Justiça, a qualquer tempo, poderá determinar a prisão, por noventa dias, do estrangeiro submetido a processo de expulsão e, para concluir o inquérito ou assegurar a execução da medida, prorrogá-la por igual prazo.

Parágrafo único - Em caso de medida interposta junto ao Poder Judiciário que suspenda, provisoriamente, a efetivação do ato expulsório, o prazo de prisão de que trata a

parte final do "caput" deste artigo ficará interrompido, até a decisão definitiva do Tribunal a que estiver submetido o fei-
to.

Art. 69 - Compete ao Ministro da Justiça, de ofí-
cio ou acolhendo solicitação fundamentada, determinar a instau-
ração de inquérito para a expulsão do estrangeiro.

Art. 70 - Nos casos de infração contra a seguran-
ça nacional, a ordem política ou social e a economia popular,
assim como nos casos de comércio, posse ou facilitação de uso
indevido de substância entorpecente ou que determine dependên-
cia física ou psíquica, ou de desrespeito a proibição especial-
mente prevista em lei para estrangeiro, o inquérito será sumá-
rio e não excederá o prazo de quinze dias, dentro do qual fica
assegurado ao expulsando o direito de defesa.

Art. 71 - Salvo as hipóteses previstas no artigo
anterior, caberá pedido de reconsideração no prazo de dez dias,
a contar da publicação do decreto de expulsão, no Diário Ofi-
cial da União.

Art. 72 - O estrangeiro, cuja prisão não se torne
necessária, ou que tenha o prazo desta vencido, permanecerá em
liberdade vigiada, em lugar designado pelo Ministro da Justiça,
e guardará as normas de comportamento que lhe forem estabeleci-
das.

Parágrafo único - De ser aplicada qualquer das normas
fixadas de conformidade com o disposto neste artigo ou no se-
quinte, o Ministro da Justiça, a qualquer tempo, poderá deter-
minar a prisão administrativa do estrangeiro, cujo prazo não
excederá a noventa dias.

Art. 73 - O Ministro da Justiça poderá modificar,
de ofício ou a pedido, as normas de conduta impostas ao estran-
geiro e designar outro lugar para a sua residência.

Art. 74 - Não se procederá à expulsão se implicar
em extradição inadmitida pela lei brasileira.

TÍTULO IX DA EXTRADIÇÃO

Art. 75 - A extradição poderá ser concedida quan-
do o governo requerente se fundamentar em convenção, tratado ou
quando prometer ao Brasil a reciprocidade.

Art. 76 - Não se concederá a extradição quando:

I - se tratar de brasileiro, salvo se a aquisição
dessa nacionalidade verificar-se após o fato que motivar o pe-
dido;

II - o fato que motivar o pedido não for considera-
do crime no Brasil ou no Estado requerente;

III - o Brasil for competente, segundo suas leis,
para julgar o crime imputado ao extraditando;

IV - a lei brasileira impuser ao crime a pena de prisão igual ou inferior a um ano;

V - o extraditando estiver a responder a processo ou já houver sido condenado ou absolvido no Brasil pelo mesmo fato em que se fundar o pedido;

VI - estiver extinta a punibilidade pela prescrição segundo a lei brasileira ou a do Estado requerente;

VII - o fato constituir crime político; e

VIII - o extraditando houver de responder, no Estado requerente, perante Tribunal ou Juízo de exceção.

§ 1º - A exceção do item VII não impedirá a extradição quando o fato constituir, principalmente, infração da lei penal comum, ou quando o crime comum, conexo ao delito político, constituir o fato principal.

§ 2º - Caberá, exclusivamente, ao Supremo Tribunal Federal, a apreciação do caráter da infração.

§ 3º - O Supremo Tribunal Federal poderá deixar de considerar crimes políticos os atentados contra Chefes de Estado ou quaisquer autoridades, bem assim os atos de anarquismo, terrorismo, sabotagem, seqüestro de pessoa, ou que importem propaganda de guerra ou de processos violentos para subverter a ordem política ou social.

Art. 77 - São condições para concessão da extradição:

I - ter sido o crime cometido no território do Estado requerente ou serem aplicáveis ao extraditando as leis penais desse Estado; e

II - existir sentença final de privação de liberdade, ou estar a prisão do extraditando autorizada por juiz, tribunal ou autoridade competente do Estado requerente, salvo o disposto no artigo 81.

Art. 78 - Quando mais de um Estado requerer a extradição da mesma pessoa, pelo mesmo fato, terá preferência o pedido daquele em cujo território a infração foi cometida.

§ 1º - Tratando-se de crimes diversos, terão preferência, sucessivamente:

I - o Estado requerente em cujo território haja sido cometido o crime mais grave, segundo a lei brasileira;

II - o que em primeiro lugar houver pedido a entrega do extraditando, se a gravidade dos crimes for idêntica; e

III - o Estado de origem, ou, na sua falta, o domicílio do extraditando, se os pedidos forem simultâneos.

§ 2º - Nos casos não previstos decidirá sobre preferência o Governo brasileiro.

§ 3º - Havendo tratado ou convenção com algum dos Estados requerentes, prevalecerão suas normas no que disserem respeito à preferência de que trata este artigo.

Art. 79 - A extradição será requerida por via diplomática ou, na falta de agente diplomático do Estado que a requerer, diretamente de Governo a Governo, devendo o pedido ser instruído com a cópia autêntica ou a certidão da sentença condenatória, da de pronúncia ou da que decretar a prisão preventiva, proferida por juiz ou autoridade competente. Esse documento ou qualquer outro que se juntar ao pedido conterá indicações precisas sobre o local, data, natureza e circunstâncias do fato criminoso, identidade do extraditando, e, ainda, cópia dos textos legais sobre o crime, a pena e sua prescrição.

§ 1º - O encaminhamento do pedido por via diplomática confere autenticidade aos documentos.

§ 2º - Não havendo tratado ou convenção que disponha em contrário, os documentos indicados neste artigo serão acompanhados de versão oficialmente feita para o idioma português no Estado requerente.

Art. 80 - O Ministério das Relações Exteriores remeterá o pedido ao Ministério da Justiça, que ordenará a prisão do extraditando colocando-o à disposição do Supremo Tribunal Federal.

Art. 81 - Em caso de urgência, poderá ser ordenada a prisão preventiva do extraditando desde que pedida, em termos hábeis, qualquer que seja o meio de comunicação, por autoridade competente, agente diplomático ou consular do Estado requerente.

§ 1º - O pedido, que noticiará o crime cometido, deverá fundamentar-se em sentença condenatória, auto de prisão em flagrante, mandado de prisão, ou, ainda, em fuga do indiciado.

§ 2º - Efetivada a prisão, o Estado requerente deverá formalizar o pedido em noventa dias, na conformidade do artigo 79.

§ 3º - A prisão com base neste artigo não será mantida além do prazo referido no parágrafo anterior, nem se admitirá novo pedido pelo mesmo fato sem que a extradição haja sido formalmente requerida.

Art. 82 - Nenhuma extradição será concedida sem prévio pronunciamento do Plenário do Supremo Tribunal Federal sobre sua legalidade e procedência, não cabendo recurso da decisão.

Art. 83 - Efetivada a prisão do extraditando (artigo 80), o pedido será encaminhado ao Supremo Tribunal Federal.

Parágrafo único - A prisão perdurará até o julgamento final do Supremo Tribunal Federal, não sendo admitidas a liberdade vigiada, a prisão domiciliar, nem a prisão-albergue.

Art. 84 - Ao receber o pedido, o Relator designará dia e hora para o interrogatório do extraditando e, confor-

me o caso, dar-lhe-á curador ou advogado, se não o tiver, correndo do interrogatório o prazo de dez dias para a defesa.

§ 19 - A defesa versará sobre a identidade da pessoa reclamada, defeito de forma dos documentos apresentados ou ilegalidade da extradição.

§ 29 - Não estando o processo devidamente instruído, o Tribunal, a requerimento do Procurador-Geral da República, poderá converter o julgamento em diligência para suprir a falta no prazo improrrogável de sessenta dias, decorridos os quais o pedido será julgado independentemente da diligência.

§ 39 - O prazo referido no parágrafo anterior correrá da data da notificação que o Ministério das Relações Exteriores fizer à Missão diplomática do Estado requerente.

Art. 85 - Concedida a extradição, será o fato comunicado através do Ministério das Relações Exteriores à Missão diplomática do Estado requerente que, no prazo de sessenta dias da comunicação, deverá retirar o extraditando do território brasileiro.

Art. 86 - Se o Estado requerente não retirar o extraditando do território brasileiro no prazo do artigo anterior, será ele posto em liberdade, sem prejuízo de responder a processo de expulsão, se o motivo da extradição o recomendar.

Art. 87 - Negada a extradição, não se admitirá novo pedido baseado no mesmo fato.

Art. 88 - Quando o extraditando estiver sendo processado, ou tiver sido condenado, no Brasil, por crime punível com pena privativa de liberdade, a extradição será executada somente depois da conclusão do processo ou do cumprimento da pena, ressalvado, entretanto, o disposto no artigo 66.

Parágrafo único - A entrega do extraditando ficará igualmente adiada se a efetivação da medida puser em risco a sua vida por causa de enfermidade grave comprovada por laudo médico oficial.

Art. 89 - O Governo poderá entregar o extraditando ainda que responda a processo ou esteja condenado por contravenção.

Art. 90 - Não será efetivada a entrega sem que o Estado requerente assumo o compromisso:

I - de não ser o extraditando preso nem processado por fatos anteriores ao pedido;

II - de computar o tempo da prisão que, no Brasil, foi imposta por força da extradição;

III - de comutar em pena privativa de liberdade a pena corporal ou de morte, ressalvados, quanto à última, os casos em que a lei brasileira permitir a sua aplicação;

IV - de não ser o extraditando entregue, sem consentimento do Brasil, a outro Estado que o reclame; e

V - de não considerar qualquer motivo político para agravar a pena.

Art. 91 - A entrega do extraditando, de acordo com as leis brasileiras e respeitado o direito de terceiro, será feita com os objetos e instrumentos do crime encontrados em seu poder.

Parágrafo único - Os objetos e instrumentos referidos neste artigo poderão ser entregues independentemente da entrega do extraditando.

Art. 92 - O extraditando que, depois de entregue ao Estado requerente, escapar à ação da Justiça e homiziar-se no Brasil, ou por ele transitar, será detido mediante pedido feito diretamente por via diplomática, ou de novo entregue sem outras formalidades.

Art. 93 - Salvo motivo de ordem pública, poderá ser permitido, pelo Ministro da Justiça, o trânsito, no território brasileiro, de pessoas extraditadas por Estados estrangeiros, bem assim o da respectiva guarda, mediante apresentação de documentos comprobatórios da concessão da medida.

TÍTULO X DOS DIREITOS E DEVERES DO ESTRANGEIRO

Art. 94 - O estrangeiro residente no Brasil goza de todos os direitos reconhecidos aos brasileiros, nos termos da Constituição e das leis.

Art. 95 - Sempre que lhe for exigido por qualquer autoridade ou seu agente, o estrangeiro deverá exhibir documento comprobatório de sua estada legal no território brasileiro.

Parágrafo único - Para os fins deste artigo e dos artigos 42, 44, 46 e 47, o documento deverá ser apresentado no original.

Art. 96 - O exercício de atividade remunerada, e a matrícula em estabelecimento de ensino são permitidos ao estrangeiro com as restrições estabelecidas nesta Lei e no seu Regulamento.

Art. 97 - Ao estrangeiro que se encontra no Brasil ao amparo de visto de turista, de trânsito ou temporário de que trata o artigo 13, item IV, bem como aos dependentes de titulares de quaisquer vistos temporários é vedado o exercício de atividade remunerada. Ao titular de visto temporário de que trata o artigo 13, item VI, é vedado o exercício de atividade remunerada por fonte brasileira.

Art. 98 - Ao estrangeiro titular de visto temporário e ao que se encontre no Brasil na condição do artigo 21, § 19, é vedado estabelecer-se com firma individual, ou exercer cargo ou função de administrador, gerente ou diretor de sociedade comercial ou civil, bem como inscrever-se em entidade fiscalizadora do exercício de profissão regulamentada.

Art. 99 - O estrangeiro admitido na condição de temporário, sob regime de contrato, só poderá exercer atividade

de junto à entidade pela qual foi contratado, na oportunidade da concessão do visto, salvo autorização expressa do Ministério da Justiça, ouvido o Ministério do Trabalho.

Art. 100- O estrangeiro admitido na forma do artigo 18, ou do artigo 36 parágrafo único, para o desempenho de atividade profissional certa, e a fixação em região determinada, não poderá, dentro do prazo que lhe for fixado na oportunidade da concessão ou da transformação do visto, mudar de domicílio nem de atividade profissional, ou exercê-la fora daquela região, salvo em caso excepcional, mediante autorização prévia do Ministério da Justiça, ouvido o Ministério do Trabalho, quando necessário.

Art. 101- O estrangeiro registrado é obrigado a comunicar ao Ministério da Justiça a mudança do seu domicílio ou residência, devendo fazê-lo nos trinta dias imediatamente seguintes à sua efetivação.

Art. 102- O estrangeiro que adquirir nacionalidade diversa da constante do registro (art. 30) deverá, nos noventa dias seguintes, requerer a averbação da nova nacionalidade em seus assentamentos.

Art. 103- O portador de visto de cortesia, oficial ou diplomático só poderá exercer atividade remunerada em favor do Estado estrangeiro, organização ou agência internacional de caráter intergovernamental a cujo serviço se encontrar no País, ou do Governo ou de entidade brasileiros, mediante instrumento internacional firmado com outro Governo que encerre cláusula específica sobre o assunto.

§ 1º - O serviçal com visto de cortesia só poderá exercer atividade remunerada a serviço particular de titular de visto de cortesia, oficial ou diplomático.

§ 2º - A missão, organização ou pessoa, a cujo serviço se encontra o serviçal, fica responsável pela sua saída do território brasileiro, no prazo de trinta dias, a contar da data em que cessar o vínculo empregatício, sob pena de deportação do mesmo.

§ 3º - Ao titular de quaisquer dos vistos referidos neste artigo não se aplica o disposto na legislação trabalhista brasileira.

Art. 104- Ao estrangeiro que tenha entrado no Brasil na condição de turista ou em trânsito é proibido o engajamento como tripulante em porto brasileiro, salvo em navio de bandeira de seu país, por viagem não redonda, a requerimento do transportador ou do seu agente, mediante autorização do Ministério da Justiça.

Art. 105- É vedado ao estrangeiro:

I - ser proprietário, armador ou comandante de navio nacional, inclusive nos serviços de navegação fluvial e lacustre;

II - ser proprietário de empresa jornalística de qualquer espécie, e de empresas de televisão e de radiodifusão, sócio ou acionista de sociedade proprietária dessas empresas;

III - ser responsável, orientador intelectual ou administrativo das empresas mencionadas no item anterior;

IV - obter concessão ou autorização para a pesquisa, prospecção, exploração e aproveitamento das jazidas, minas e demais recursos minerais e dos potenciais de energia hidráulica;

V - ser proprietário ou explorador da aeronave brasileira, ressalvado o disposto na legislação específica;

VI - ser corretor de navios, de fundos públicos, leiloeiro e despachante aduaneiro;

VII - participar da administração ou representação de sindicato ou associação profissional, bem como de entidade fiscalizadora do exercício de profissão regulamentada;

VIII - ser prático de barras, portos, rios, lagos e canais;

IX - possuir, manter ou operar, mesmo como amador, aparelho de radiodifusão, de radiotelegrafia e similar, salvo reciprocidade de tratamento; e

X - prestar assistência religiosa às Forças Armadas e auxiliares, e também aos estabelecimentos de internação coletiva.

§ 1º - O disposto no item I deste artigo não se aplica aos navios nacionais de pesca.

§ 2º - Ao português, no gozo dos direitos e obrigações previstos no Estatuto da Igualdade, apenas-lhe é defeso:

a) assumir a responsabilidade e a orientação intelectual e administrativa das empresas mencionadas no item II deste artigo;

b) ser proprietário, armador ou comandante de navio nacional, inclusive de navegação fluvial e lacustre, ressalvado o disposto no parágrafo anterior; e

c) prestar assistência religiosa às Forças Armadas e auxiliares.

Art. 106- O estrangeiro admitido no território brasileiro não pode exercer atividade de natureza política, nem se inmiscuir, direta ou indiretamente, nos negócios públicos do Brasil, sendo-lhe especialmente vedado:

I - organizar, criar ou manter sociedade ou qualquer entidades de caráter político, ainda que tenham por fim apenas a propaganda ou a difusão, exclusivamente entre compatriotas, de idéias, programas ou normas de ação de partidos políticos do país de origem;

II - exercer ação individual, junto a compatriotas ou não, no sentido de obter, mediante coação ou constrangimento de qualquer natureza, adesão a idéias, programas ou normas de ação de partidos ou facções políticas de qualquer país;

III - organizar desfiles, passeatas, comícios e reuniões de qualquer natureza, ou deles participar, com os fins a que se referem os itens I e II deste artigo.

Parágrafo único - O disposto no "caput" deste artigo não se aplica ao português beneficiário do Estatuto da Igualdade ao qual tiver sido reconhecido o gozo de direitos políticos.

Art. 107- É lícito aos estrangeiros associarem-se para fins culturais, religiosos, recreativos, beneficentes ou de assistência, filiarem-se a clubes sociais e desportivos, e a quaisquer outras entidades com iguais fins, bem como participarem de reunião comemorativa de datas nacionais ou acontecimentos de significação patriótica.

Parágrafo único - As entidades mencionadas neste artigo, se constituídas de mais da metade de associados estrangeiros, somente poderão funcionar mediante autorização do Ministro da Justiça.

Art. 108- A entidade que houver obtido registro mediante falsa declaração de seus fins, ou que passar, depois da registrada, a exercer atividades proibidas, terá sumariamente cancelado o seu registro pelo Ministro da Justiça, e seu funcionamento será suspenso até que seja judicialmente dissolvida.

Art. 109- O Ministro da Justiça poderá, sempre que considerar conveniente aos interesses nacionais, impedir a realização, por estrangeiros, de conferências, congressos e exposições artísticas ou folclóricas.

TÍTULO XI DA NATURALIZAÇÃO

CAPÍTULO I Das Condições

Art. 110- A concessão da naturalização nos casos previstos no artigo 145, item II, alínea "b" da Constituição é faculdade exclusiva do Poder Executivo e far-se-á mediante Portaria do Ministro da Justiça.

Art. 111- São condições para a concessão da naturalização:

- I - capacidade civil, segundo a lei brasileira;
- II - ser registrado como permanente no Brasil;
- III - residência contínua no território brasileiro, pelo prazo mínimo de quatro anos, imediatamente anteriores ao pedido de naturalização;
- IV - ler e escrever a língua portuguesa, considera-se das as condições do naturalizando;
- V - exercício de profissão ou posse de bens suficientes à manutenção própria e da família;
- VI - bom procedimento;

VII - inexistência de denúncia, pronúncia ou condenação no Brasil ou no exterior por crime doloso a que seja cominada pena mínima de prisão, abstratamente considerada, superior a um ano; e

VIII - boa saúde.

§ 1º - Verificada, a qualquer tempo, a falsidade ideológica ou material de quaisquer dos requisitos exigidos neste artigo ou nos artigos 112 e 113 desta Lei, será declarado nulo o ato de naturalização sem prejuízo da ação penal cabível pela infração cometida.

§ 2º - A declaração de nulidade a que se refere o parágrafo anterior processar-se-á administrativamente, no Ministério da Justiça, de ofício ou mediante representação fundamentada, concedido ao naturalizado, para defesa, o prazo de quinze dias, contados da notificação.

Art. 112- O prazo de residência fixado no artigo 111, item III, poderá ser reduzido se o naturalizando preencher quaisquer das seguintes condições:

I - ter filho ou cônjuge brasileiro;

II - ser filho de brasileiro;

III - haver prestado ou poder prestar serviços relevantes ao Brasil, à juízo do Ministro da Justiça;

IV - recomendar-se por sua capacidade profissional, científica ou artística; ou

V - ser proprietário, no Brasil, de bem imóvel, cujo valor seja igual, pelo menos, a mil vezes o maior valor de referência; ou ser industrial que disponha de fundos de igual valor; ou possuir cota ou ações integralizadas de montante, no mínimo, idêntico, em sociedade comercial ou civil, destinada, principal e permanentemente, à exploração de atividade industrial ou agrícola.

Parágrafo único - A residência será, no mínimo, de

um ano, nos casos dos itens I a III; de dois anos, no do item IV; e de três anos, no do item V.

Art. 113- Dispensar-se-á o requisito da residência, exigindo-se apenas a estada no Brasil por trinta dias, quando se tratar:

I - de cônjuge estrangeiro casado há mais de cinco anos com diplomata brasileiro em atividade; ou

II - de estrangeiro que, empregado em Missão Diplomática ou em Repartição Consular do Brasil, contar mais de dez anos de serviços ininterruptos.

Art. 114- O estrangeiro que pretender a naturalização deverá requerê-la ao Ministro da Justiça, declarando: nome por extenso, naturalidade, nacionalidade, filiação, sexo, estado civil, dia, mês e ano de nascimento, profissão, lugares onde haja residido anteriormente no Brasil e no exterior, se satisfaz o requisito a que alude o artigo 111, item VII e se

deseja ou não traduzir ou adaptar o seu nome à língua portuguesa.

Parágrafo único - Qualquer mudança de nome ou do prenome, posteriormente à naturalização, só por exceção e motivadamente será permitida, mediante autorização do Ministro da Justiça.

Art. 115- O estrangeiro admitido no Brasil durante os primeiros cinco anos de vida, estabelecido definitivamente no território brasileiro, poderá, enquanto menor, requerer ao Ministro da Justiça, por intermédio de seu representante legal, a emissão de certificado provisório de naturalização, que valerá como prova de nacionalidade brasileira até dois anos depois de atingida a maioridade.

Parágrafo único - A naturalização se tornará definitiva se o titular do certificado provisório, até dois anos após atingir a maioridade, confirmar expressamente a intenção de continuar brasileiro, em requerimento dirigido ao Ministro da Justiça.

Art. 116- O requerimento de que trata o artigo 114, dirigido ao Ministro da Justiça, será apresentado, no Distrito Federal, Estados e Territórios, ao órgão competente do Ministério da Justiça, que procederá à sindicância sobre a vida progressiva do naturalizando e opinará quanto à conveniência da naturalização.

Art. 117- Recebido o processo pelo dirigente do órgão competente do Ministério da Justiça, poderá ele determinar, se necessário, outras diligências. Em qualquer hipótese, o processo deverá ser submetido, com parecer, ao Ministro da Justiça.

Parágrafo único - O dirigente do órgão competente do Ministério da Justiça determinará o arquivamento do pedido, se o naturalizando não satisfizer, conforme o caso, a qualquer das condições previstas no artigo 111 ou 115, cabendo reconsideração desse despacho; se o arquivamento for mantido, poderá o naturalizando recorrer ao Ministro da Justiça; em ambos os casos, o prazo é de trinta dias contados da publicação do ato.

Art. 118- Publicada no Diário Oficial a Portaria de naturalização, será ela arquivada no órgão competente do Ministério da Justiça, o qual emitirá certificado relativo a cada naturalizando, que será entregue na forma fixada em Regulamento.

Parágrafo único - A naturalização ficará sem efeito, se o certificado não for solicitado pelo naturalizando, no prazo de doze meses, contados da data da publicação do ato, salvo motivo de força maior devidamente comprovado.

Art. 119- No curso do processo de naturalização, poderá qualquer do povo impugná-la, desde que o faça fundadamente.

Art. 120- A satisfação das condições previstas nesta Lei não assegura ao estrangeiro direito à naturalização.

CAPÍTULO II

Dos Efeitos da Naturalização

Art. 121- A naturalização, salvo à hipótese do artigo 115, só produzirá efeitos após a entrega do certificado e confere ao naturalizado o gozo de todos os direitos civis e políticos, excetuados os que a Constituição Federal atribui exclusivamente ao brasileiro nato.

Art. 122- A naturalização não importa aquisição da nacionalidade brasileira pelo cônjuge e filhos do naturalizado, nem autoriza que estes entrem ou se radicuem no Brasil sen que satisfaçam as exigências desta Lei.

Art. 123- A naturalização não extingue a responsabilidade civil ou penal a que o naturalizando estava anteriormente sujeito em qualquer outro país.

TÍTULO XII

DAS INFRAÇÕES, PENALIDADES E SEU PROCEDIMENTO

CAPÍTULO I

Das Infrações e Penalidades

Art. 124- Constitui infração, sujeitando o infrator às penas aqui coniinadas:

I - entrar no território brasileiro sem estar autorizado (clandestino);

Pena: deportação.

II - demorar-se no território brasileiro após esgotado o prazo legal de estada;

Pena: multa de um décimo do maior valor de referência, por dia de excesso, até o máximo de dez vezes o maior valor de referência, e deportação, caso não saia no prazo fixado.

III - deixar de registrar-se no órgão competente, dentro do prazo estabelecido nesta Lei (artigo 30);

Pena: multa de um décimo do maior valor de referência, por dia de excesso, até o máximo de dez vezes o maior valor de referência.

IV - deixar de cumprir o disposto nos artigos 95, 101 e 102;

Pena: multa de duas a dez vezes o maior valor de referência.

V - deixar a empresa transportadora de atender à manutenção ou promover a saída do território brasileiro do clandestino ou do impedido (artigo 27);

Pena: multa de trinta vezes o maior valor de referência, por estrangeiro.

VI - transportar para o Brasil estrangeiro que es-
teja sem a documentação em ordem;

Penas: multa de dez vezes o maior valor
de referência, por estrangeiro e sua retirada do território
brasileiro.

VII - empregar ou manter a seu serviço estrangeiro
em situação irregular ou impedido de exercer atividade remun-
erada;

Penas: multa de trinta vezes o maior va-
lor de referência, por estrangeiro.

VIII - infringir o disposto nos artigos 21, § 2º, 24,
97, 103, §§ 1º ou 2º e 104;

Penas: deportação.

IX - infringir o disposto no artigo 25;

Penas: multa de cinco vezes o maior va-
lor de referência para o resgatador e deportação para o estran-
geiro.

X - infringir o disposto nos artigos 18, 36, pará-
grafo único, ou 98 a 100;

Penas: cancelamento do registro e depor-
tação.

XI - infringir o disposto nos artigos 105 ou 106;

Penas: detenção de um a três anos e
expulsão.

XII - introduzir estrangeiro clandestinamente ou
ocultar clandestino ou irregular;

Penas: detenção de um a três anos e, se
o infrator for estrangeiro, expulsão.

XIII - fazer declaração falsa em processo de trans-
formação de visto, de registro, de alteração de assentamentos,
de naturalização, ou para a obtenção de passaporte para estran-
geiro, "laissez-passer", ou, quando exigido, visto de saída;

Penas: reclusão de um a cinco anos e,
se o infrator for estrangeiro, expulsão.

XIV - infringir o disposto nos artigos 44 a 47;

Penas: multa de cinco a dez vezes o
maior valor de referência.

XV - infringir o disposto nos artigos 26, § 1º ou
63;

Penas: deportação e, na reincidência, ex-
pulsão.

XVI - infringir ou deixar de observar qualquer dis-
posição desta Lei ou de seu Regulamento para a qual não seja
cominada sanção especial;

Penas: multa de duas a cinco vezes o
maior valor de referência.

Parágrafo único - As penalidades previstas no item XI, aplicam-se também aos diretores das entidades referidas no item I do artigo 106.

Art. 125- As multas previstas neste Capítulo, nos casos de reincidência, poderão ter os respectivos valores aumentados do dobro ao quíntuplo.

CAPÍTULO II

Do Procedimento para Apuração das Infrações

Art. 126- A infração punida com multa será apurada em processo administrativo, que terá por base o respectivo auto, conforme se dispuser em Regulamento.

Art. 127- No caso do artigo 124, itens XI a XIII, observar-se-á o Código de Processo Penal e, nos casos de deportação e expulsão, o disposto nos Títulos VII e VIII desta Lei, respectivamente.

TÍTULO XIII

DISPOSIÇÕES GERAIS E TRANSITÓRIAS

Art. 128- Fica criado o Conselho Nacional de Imigração, vinculado ao Ministério do Trabalho, a quem caberá, além das atribuições constantes desta Lei, orientar, coordenar e fiscalizar as atividades de imigração.

§ 1º - O Conselho Nacional de Imigração será integrado por um representante do Ministério do Trabalho, que o presidirá, um do Ministério da Justiça, um do Ministério das Relações Exteriores, um do Ministério da Agricultura e um do Ministério da Saúde, nomeado pelo Presidente da República, por indicação dos respectivos Ministros de Estado.

§ 2º - A Secretaria-Geral do Conselho de Segurança Nacional manterá um observador junto ao Conselho Nacional de Imigração.

§ 3º - O Poder Executivo disporá sobre a estrutura e o funcionamento do Conselho Nacional de Imigração.

Parágrafo único (VETADO).

Art. 129 - O Poder Executivo fica autorizado a firmar acordos internacionais pelos quais, observado o princípio da reciprocidade de tratamento a brasileiros e respeitados a conveniência e os interesses nacionais, estabeleçam-se as condições para a concessão, gratuidade, isenção ou dispensa dos vistos estatuídos nesta Lei.

Art. 130 - Fica aprovada a tabela de emolumentos consulares e taxas que integra esta Lei.

§ 1º - Os valores das taxas incluídas na tabela terão reajustamento anual na mesma proporção do coeficiente do valor de referência.